

# 岩手県労働委員会年報

平成27年版

〔労働委員会制度創設  
70周年記念特別号〕

岩手県労働委員会事務局



## は し が き

労働委員会制度は、平成27年度（平成28年3月）をもって、創設70周年を迎えることとなりました。

本誌は、例年発刊しております本県労働委員会の年報と70周年記念特別号の合併号として編集いたしました。第1部を記念特集として過去10年間における活動状況を収録し、第2部を平成27年1月から12月までの1年間の活動状況を取りまとめた年報としております。

この冊子が、日頃、労働関係の業務に携わっておられる方々をはじめとする皆様に、いささかでも参考になれば幸いです。

平成28年3月

岩手県労働委員会事務局



# 目 次

## 第 1 部 制度創設 70 周年記念特集

### 第 1 章 記念随想

#### ◆特別寄稿

『労働委員会の活性化』 前会長 石川 哲 …… 1

#### ◆記念寄稿

『岩手県労働委員会の活性化活動と最近の申立事案について』  
会長 小野寺 正 孝 …… 3

『労働委員会制度創設 70 周年に寄せて』  
労働者委員 柴 谷 正 孝 …… 5

『労働委員会を通して感じたこと』  
使用者委員 秋 井 文 夫 …… 7

### 第 2 章 経済・労働情勢の概況と岩手県労働委員会の活動（平成 18 年～27 年）

第 1 節 国内状況 …… 9

第 2 節 県内状況 …… 10

第 3 節 岩手県労働委員会の活動 …… 11

1 審査関係 …… 11

2 調整関係 …… 13

3 労働相談関係 …… 16

4 活性化関係 …… 16

### 第 3 章 名 簿

◆歴代委員名簿（第 4 1 期～4 5 期） …… 19

◆歴代事務局職員名簿（平成 18 年度～27 年度） …… 20

## 第 2 部 年 報（平成 27 年）

### 第 1 章 総 説

第 1 節 労働委員会の組織等 …… 23

1 委 員 …… 23

2 あっせん員候補者 …… 24

3 事務局 …… 25

第 2 節 労働委員会の活動状況 …… 26

1 会議等 …… 26

2 審 査 …… 26

3 調 整 …… 26

4 活性化 …… 26

5 月別活動状況 …… 27

### 第 2 章 会 議

第 1 節 総 会 …… 31

第 2 節 公益委員会議 …… 38

第 3 節 調停委員会 …… 40

第 4 節 仲裁委員会 …… 40

第 5 節 小委員会 …… 40

第 6 節 各種連絡会議 …… 40

1 第 70 回全国労働委員会連絡協議会総会 …… 40

2 全国労働委員会会長連絡会議 …… 41

3	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	41
4	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	41
<b>第3章 審 査</b>		
第1節	労働組合の資格審査	42
1	概 況	42
2	労働組合資格審査申請の概要	43
第2節	地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示	43
第3節	不当労働行為事件の審査	44
1	概 況	44
2	審査の目標期間の達成状況	45
3	新規申立ての状況	47
4	係属事件の概要	48
5	審査記録	50
	(1) 平成26年(不)第1号 両磐酒造事件	50
	(2) 平成27年(不)第1号 両磐酒造事件	52
第4節	再審査事件	55
1	概 況	55
第5節	行政訴訟事件	55
1	概 況	55
<b>第4章 調 整</b>		
第1節	労働争議の調整	56
1	概 況	56
2	新規申請の状況	57
第2節	争議行為予告通知及び実情調査	61
1	争議行為予告通知の概況	61
2	実情調査の概況	61
第3節	個別労働関係紛争のあっせん	62
1	概 況	62
2	新規申請の状況	63
3	あっせん事件の概要	66
第4節	労働相談	70
1	労働相談の概況	70
2	出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催	70
第5章	活性化	72
1	主な取組内容	72
2	今後の取組	72
<b>◆ 資 料 編</b>		
1	不当労働行為(不公正労働行為)事件数	76
2	命令決定事件一覧表	78
3	労働争議の調整事件数	82
4	個別労働関係紛争のあっせん事件数	85
5	労働委員会の活性化について(活性化検討委員会報告書)	87
6	労働委員会活性化計画の取組実績(平成25年～27年度)	95
7	岩手県労働委員会独自のポスター・チラシ(平成26年度作成)	105

# **第 1 部**

## **制度創設70周年記念特集**





## 第1章 記念随想

### ◆ 特別寄稿

#### 『労働委員会の活性化』

前会長 石川 哲

労働委員会制度創設70周年、おめでとうございます。

私が岩手県労働委員会の会長を務めさせていただいた平成18年から平成24年にかけては、労働委員会の活性化が大きなテーマでしたので、当時を振り返りながら、労働委員会の活性化に取り組んだ思いを述べさせていただきたいと思います。

集団的労使紛争の事件（不当労働行為、調整事件）の取扱件数が減少するとともに、新たに労働委員会が取り組むことになった個別労使紛争あっせん事件の件数も決して多くなかったことから、労働委員会の活性化ということが議論されるようになったと思います（その反面、東京や大阪など取扱件数が多い労働委員会では、事件処理の迅速化が検討されていたようです。）。

労働委員会の活性化の具体的内容としては、事件数が少ないことによる経験不足を補うために、委員や職員の研修の充実ということも挙げられていました。私自身、弁護士としての知識や経験が少しでもお役に立つならと思い、何度か職員の皆さんに講義させていただきました。

しかし、私が、岩手県労働委員会の活性化として是非取り組みたかったのは、いわば労働委員会の体質改善のようなことでした。

その第1は広報のことです。集団的労使紛争のみを扱っていた時には、そもそも広報の必要性はそれほど認められず、型通りの制度説明の広報になっていたのではないかと思います。個別労使紛争も扱うようになって以降、事務局の皆さんに、できるだけ県民や事業者の目に触れるように、また誰もが分かりやすいようにとの工夫をしていただき、労働委員会の広報は大きく変わったのではないかと思います。

第2は、労働委員会の「待ち」の姿勢と労働委員会が県民や事業者から「遠い」存在であることを少しでも改善するという事です。

労働委員会が集団的労使紛争のみを扱っていた時には、労働委員会は紛争が持ち込まれることを待っていればよかったのだと思いますが、集団的労使紛争のみならず個別労使紛争も取り扱うことになった以上、労働委員会自らがいろいろな場に出て行き、労働委員会を身近に感じてもらうことが必要となったと思いました。なぜなら、個別労使紛争案件を労働委員会に持ち込むということは、委員が思っている以上に労働者や事業者にとってはハードルが高いことであり、そのハードルを少しでも下げる努力を委員会がすべきと考えたからです。

労働委員会が「遠い」存在であるということは、上記のように労働委員会が「待ち」の姿勢であったということとも関係しますが、岩手の場合には、地理的にも労働委員会が遠い存在であるということもあります。これだけ広い県土にあって、労働委員会は、盛岡の県庁にしか存在しないのです。もちろん、インターネットや電話を利用して労働委員会にアクセスすることは可能なのですが、ここでも、委員が思っている以上に県民や事業者にとっては、労働委員会は「遠い」存在なのではないかと思われました。

そこで、労働委員会が自ら県内各地や様々な場所に出向き、県民や事業者に身近な存在であると理解していただくために努力する、これこそが労働委員会の活性化の最も重要な意義である、私はそのように考え、活性化の方策に取り組んでいました（何かの会の挨拶で、私は「これから労働委員会は打って出る。」と委員や職員の皆さんにお話したことがありました。）。

今後も労働委員会で活性化の取り組みがなされ、労働委員会が県民や事業者にとってより身近な存在となることを祈念しています。

◆ 記念寄稿

『岩手県労働委員会の活性化活動と最近の申立事案について』

会長 小野寺 正孝

岩手県労働委員会創設 70 周年を迎えるに当たり、これまで当委員会の活動に関与された歴代の委員及び事務局の方々に深甚なる敬意を表するとともに、現在の公労使委員及び事務局職員と共にお祝したいと思えます。

この 10 年間を振り返ってみますと、労働組合の組織率の低下その他の要因により、大都市は別として全国的に審査事件数の低位安定が続いております。その為、中労委を先頭に労働委員会の活性化の取組が全国的に行われてきました。当労委でも「活性化検討委員会」を建ち上げ、以下のような活動を行っております。①活性化活動の先進的取組をしている各県に委員及び職員が出向き、意見交換、資料交換などを行いました。その成果を踏まえて当労委としての「活性化実施計画」を策定し、毎年その成果を検証しつつ計画の改善を重ねております。②活性化活動の成果の 1 つとして、事務局に労働相談のフリーダイヤルを設けたところ、従来年間 100 件程の相談が 200 件前後に増加しました。③労働相談としては他に、公労使委員が県内各地に出張して年間延べ 12 会場で実施しているほか、平成 27 年 10 月からは毎月労働委員会の定例総会当日に県庁で月例相談日を設けております。④労働委員会の認知度向上策として、数年前から労働組合や使用者団体の会議の際に労働委員会委員による出前講座を始めたほか、平成 27 年からは専門学校でも基本的ワークルールを説明するなどの出前講座を開始しております。今後は更に、高校、大学などにも広げてゆければと考えております。⑤更に、報道価値のあるニュースの積極的発信、独自のポスターやリーフレット、のぼり旗の活用、路線バスの車内広告も試みております。

以上のような活性化活動の効果が徐々に現われてきたためか、労働相談の増加傾向のほか、個別労働関係紛争あっせん事件も増加傾向が認められるようになりました。

ところで、最近、当労委に係属する事案の中には、従来見られなかった特徴のあるものが目立つようになりました。例えば、①不当労働行為事件では、破産手続開始決定を受けたNPO法人の団交拒否事件がありました。破産した法人の使用者性や労働委員会からのNPO法人に対する各種通知の送達に苦勞した事案でした。②更に、同一労組から短期間に3回の不当労働行為の救済申立てがなされた事案がありました。私は、2回目の途中から審査を担当し、労使関係の将来的安定を考え和解を勧めた結果、やっと和解が成立しました。ところが、間もなく和解協定が不履行であるとして組合から3回目の申立てがなされました。こじれた労使関係解決の難しさを改めて感じました。③労働組合の資格審査では、当初申請の相談をしてきたのが会社の社長であった事、この会社と同じ住所の労働組合が県外で共済事業の勧誘を行い、県は認可しているのかという問い合わせが当労委に寄せられるという状況の中で、さらに同じ住所で名称も異なる労働組合から資格審査の申請があったという事案がありました。当労委の資格審査としては異例な程慎重に審査を尽くしました。④近時、個別労働関係紛争あっせん事案が増加傾向にありますが、他方で、労働局でのあっせん不調事案が当労委に改めて申請される事案が増加したこともあってか、当労委のあっせんに対し使用者側からの不応諾で終結する事案が増加しております。いかに説得し当労委のあっせんに乗せるか、平成27年10月から定例総会後に終結事案研修会を実施するなど、そのノウハウの蓄積と改良を試みているところです。

## 『労働委員会制度創設 70 周年に寄せて』

労働者委員 柴谷正孝

私が初めて岩手県労働委員会委員に就任したのは、第 37 期の平成 10 年 10 月 1 日からの 2 年間で、当時はまだ「岩手県地方労働委員会（地労委）」という名称の頃に 38 歳の時でした。公・労・使各側の先輩委員の方々は皆、年齢はもちろん経験も豊かな方々ばかりで「とんでもない役職についてしまったな」というのが率直な感想でした。

私自身は、入社した会社の企業内労働組合の役員を 20 代後半から勤め、30 歳を過ぎて間もなく上部団体の専従役員に就任していましたから、労働組合についての知識や労働に関する基礎的な法律については、一般の方よりも理解している方だろうと思っていました。

また、労使間における団体交渉についても、企業内・外を問わず数多く経験していましたから、いずれこの経験は少なからず役立つものと考えていました。

そもそも労働委員会の果たすべき役割というのは、不幸にして集団的労使紛争や個別労働関係紛争が起きてしまった場合に、公・労・使の三者構成による中立、公正できめ細やかな助言や支援により、労使紛争の解決をサポートし、労使関係の健全な発展と安定に寄与することにあります。

よって私のように企業内労働組合で「労使対等」や「ダメなものはダメ」、「労働者は弱い立場」と教育を受け、育てられた人間では労働委員会の委員は務まらないのではとの不安を抱いたのが、冒頭に述べた率直な感想につながっているのです。正直事件を担当したくないな、とも内心思っていました。

実は、私の労働委員会委員としての任期は、この第 37 期の 2 年間で一旦終えることになったのですが、その後、第 41 期平成 18 年 10 月 1 日に再び委員に就任す

ることになり、現在第 45 期の任期中となりますが、その間の 6 年間は私にとって多くの経験を積む良い時間だったと思います。

労働組合の役員だからといって、労働三法や関係法規がすべて頭の中に入っているわけではありませんし、自身が身を置いている産業のことはある程度詳しくても、他産業のことはそれほど知らないものです。そのような中で、事件を担当した時にやはり今でも不安になるのですが、自分の発言で解決できる事件もこじらせたりしないか、的外れな物の言い方をしていないか・・・こうした状況で私達委員を助けてくれるのが、事務局長をはじめ事務局職員の皆様です。事前の労使双方に対する聞き取り調査から、審査・調整の進展に合わせて作成される資料、論点整理など、事件解決に向けて委員が正しい方向に導いていけるようにそのスキルを発揮していただいております。

10 年前の 60 周年記念特別号に、当時の大山会長が寄稿されておりますが、日本の社会経済状況の変化や労働を取り巻く環境の変化に、労働委員会も対応すべく、誤りのない方向性を見定めて進化していかなければならないというような趣旨のことを書かれておりますが、あれから 10 年が過ぎ、国内・県内の状況はさらに変化を続けているのかもしれませんが、しかし。岩手労働局や当労働委員会、各労働団体、弁護士会等には労働に関する相談がまだまだ多く寄せられています。

まだまだ多くの相談事案が岩手県内に潜在化していると言わざるを得ません。岩手県労働委員会は、従来からの取組である県内各地での出前無料労働相談会の実施や、平成 25 年度に労働相談専用フリーダイヤルを開設、委員による月例無料労働相談会の開始、学校での出前講座、バスの車内広告の実施等、労働委員会の活性化と認知度向上に向けて取り組んでまいりました。

今後も公・労・使各側委員と事務局職員ががっちりスクラムを組んで、県内労使関係の健全な発展と安定化のために努力してまいるとともに、岩手県労働委員会の益々の発展を期待するものであります。

## 『労働委員会を通して感じたこと』

使用者委員 秋 井 文 夫

この度、岩手県労働委員会創設 70 周年を迎えたことをお祝い申し上げるとともに、公労使委員並びに事務局各位のご尽力に敬意を表し、心から感謝申し上げます。

私が使用者委員としてお世話になったのは、平成 16 年 10 月で、満 10 年の年節目の 70 周年を迎えることになりました。

私は戦後生まれで、学生時代は学生運動が盛んに活動している中に、1969 年に社会人となり現在 46 年目を数えるに至りました。

これまでの社会経験は多事多難な時期であったと思われまます。時代は、バブル時代、20 世紀後半から 21 世紀前半にかけての社会の変動を背景として、企業は市場競争の原理、個人主義、能力主義の台頭で、戦後日本経済を支えてきた日本企業の伝統であった新卒者を採用し、企業家族の一員として社内教育し、企業への忠誠心、年功序列等、雇用形態の破壊で大きく変化しました。

また今日、日本経済のグローバル化、少子高齢化などの環境変化に応じて、産業構造を転換させつつあります。企業は、それに応じた雇用労働市場の対応の仕方が問題化しているように思えます。企業別組合が、企業との緊密な労使協議によって果たしてきた役割も、労働組合の組織率が低下し、組合によって代表されない中小企業の労働者のトラブルや、非正規従業員、派遣社員の割合が増加し個別紛争が増加している。

戦後の日本経済が、戦後復興、高度経済成長、バブル経済破壊、そして低成長と続き、労使関係も労使対決から春闘賃上げ争議を通して、「対決」、「安定」、「協力」、「協調」へと変化していきます。

このような社会状況の変化した中で、私にとっての企業経営における労使関係の経験は、組合と会社の「運命共同体」、「協力」、「協調」の 46 年間であったよ

うに思われます。

実際私が労働委員会の使用者委員としての初仕事は、派遣会社の管理者の個別労働事件でありました。また9年間で担当した事件は、中小企業の個別争議が大半であり、今までのような企業組合の代表と日頃常に話し合う環境にないのが原因と思われます。

これからは、企業経営を取りまく環境変化は厳しく、リストラがらみの事件や合同労組による駆け込み訴訟事件など、集団的紛争から個別紛争への構造変化に移行していくと思われます。このような労使関係の変化の中で、パートタイム労働法改正、労働者派遣法改正、労働契約法改正と続いて規定が設けられたので、個別労働紛争に結びつき、今後ますます増加が予想されます。

このように労働法が変化している中、使用者として一層の研修、研鑽により専門性を高め、労働者が安心して働ける雇用及び労働環境が創出できるよう公労使三者委員、事務局と連携し推進したいと思えます。



## 第2章 経済・労働情勢の概況と岩手県労働委員会の活動

(平成18年～27年)

### 第1節 国内状況

**平成18年**、国内経済は、平成14年の初めに景気回復局面に入った後、二度の踊り場的な状況を経験したものの、その後も長期の景気回復を続けた。雇用情勢は、有効求人倍率が平成4年以来14年ぶりに1倍台となった。完全失業率が年平均で4.1%となり、高水準ながらも緩やかな低下傾向で推移した。

**平成19年**、国内経済は、緩やかながらも長期の経済回復を続けてきた。雇用情勢は、有効求人倍率が2年連続で1倍台となった。完全失業率が年平均で3.9%となり、平成9年以来10年ぶりに3%台となった。

**平成20年**、国内経済は、世界的な経済減速に伴って、かつてない大きな経済収縮に直面した。景気は、平成14年後半以降及び平成16年後半以降にみられた短い停滞と似た、三度目の踊り場的な状況となった。雇用情勢は、有効求人倍率が平成17年以来3年ぶりに1倍台を割り込んだ。完全失業率が年平均で4.0%となり、平成14年以来6年ぶりに対前年差で上昇した。

なお、平成20年10月1日、国土交通省設置法等の一部改正に伴い、船員労働委員会が平成20年9月30日限りで廃止され、船員に係る集団的紛争調整事務は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会に移管された。

**平成21年**、国内経済は、アメリカを中心とした世界的な金融不安の高まりとともに世界規模の経済減速が始まると、景気回復の牽引力を外需に依存していたが故に、他の国々にもまして大きな経済収縮に直面することとなった。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均で0.47倍となり、平成11年平均の0.48倍を下回る過去最低の水準を記録した。完全失業率が年平均で5.1%となり、2年連続で上昇するなど依然として厳しい状況が続いた。

**平成22年**、国内経済は、輸出と生産が持ち直し、個人消費にも経済対策の効果が表れるなど、景気の自律性は弱いながらも次第に持ち直した。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均で0.52倍となり、前年より上昇した。完全失業率が年平均で5.1%となり、前年と同水準となった。

**平成23年**、国内経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって深刻な打撃を受けた。その後も急速な円高の進行や世界経済の減速の影響を受け、景気の持ち直しは緩やかなものになった。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均で0.65倍となり、完全失業率が年平均で4.6%の水準にあるなど、持ち直しの動きがみられたが、東日本大震災の影響もあり、依然として厳しい状況となった。

**平成24年**、国内経済は、世界景気の減速やエコカー補助金の政策効果の反動等により輸出や生産が落ち込み、景気は弱い動きとなった。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均

で0.80倍となった。完全失業率が年平均で4.3%の水準にあるなど、依然として厳しさが残るものの、このところ改善の動きがみられる状況となった。

**平成25年**、国内経済は、経済政策への期待等から株高が進んだこと等を背景に家計や企業のマインドが改善し、内需がけん引する形で景気は持ち直しに転じ、緩やかな景気回復基調になった。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均で0.93倍となり、完全失業率が年平均で4.0%となるなど、着実に改善した。

**平成26年**、国内経済は、経済の好循環が動き始める中、4月には17年ぶりの消費税率引上げが行われ、駆け込み需要とその反動等の影響を受けて、大きく変動することとなった。雇用情勢は、有効求人倍率が年平均で1.11倍と23年ぶりの水準となり、完全失業率も年平均で3.5%と17年ぶりの水準となるなど、改善がみられた。

**平成27年**、国内経済は、景気回復が雇用の増加や賃金上昇につながり、それが消費や投資の増加に結び付くという経済の好循環が回り始め、景気は緩やかな回復基調にある。雇用情勢は、11月（季節調整値）の数値をみると、有効求人倍率は1.25倍、完全失業率も3.3%となり、いずれも前月に比べ上昇している。

（引用文献：「労働経済白書」）

## 第2節 県内状況

**平成18年**、県内経済は、家計と所得を取り巻く環境の厳しさを背景に、個人消費は前年に引き続いて低調に推移し、企業倒産は件数、負債額ともに前年を上回った。雇用情勢は、依然として低い水準にあるものの、改善の動きが続いた。

**平成19年**、県内経済は、家計と所得を取り巻く環境の厳しさなどから個人消費が低調に推移したほか、住宅建設は建築基準法の改正の影響などにより前年水準を下回り、雇用情勢も低い水準となった。

**平成20年**、県内経済は、家計と所得を取り巻く環境の厳しさなどから、個人消費は前年に引き続いて低調に推移した。雇用情勢は、前年から引き続き低い水準で推移し、11月以降は有効求人倍率が0.5倍を下回り、一層厳しい状況となった。

**平成21年**、県内経済は、家計と所得を取り巻く環境の厳しさが続いており、個人消費は一部に政策効果がみられたが、低水準で推移した。雇用情勢は、前年よりさらに低い水準で推移し、底這い状態が続いた。

**平成22年**、県内経済は、個人消費は一部に政策効果がみられたものの、全体的には低調に推移した。雇用情勢は、有効求人倍率が穏やかな上昇傾向で推移し、改善の動きがみられたが、水準としては低い状況が続いた。

**平成23年**、県内経済は、東日本大震災津波の影響により厳しい状況が続いているものの、後半は復旧・復興需要もあり、持ち直しの動きがみられた。雇用情勢は、依然として厳しい状況にあるものの、5月以降は有効求人倍率が上昇傾向で推移した。

**平成24年**、県内経済は、東日本大震災津波からの復旧・復興関連事業の本格化等により、穏やかな回復基調にあり、夏頃から、生産活動を表す鉱工業生産指数と雇用情勢を表す有効求人倍率に弱い動きがみられた。

**平成25年**、県内経済は、個人消費を表す大型小売店販売額や、生産活動を表す鉱工業生産指数にやや弱い動きがあったものの、東日本大震災津波からの復旧・復興関連事業の本格化等により、総じて穏やかな回復基調となった。

**平成26年**、県内経済は、4月の所費税率引き上げの影響を大きく受け、消費活動や生産活動において前年を下回る水準で推移したものの、有効求人倍率が年間を通して1倍を超え、また、建設投資も高水準で推移したことから、一部に弱い動きがみられたものの、穏やかな回復が続いた一年となった。

**平成27年**、県内経済は、個人消費の一部に弱めの動きがみられるものの、底堅く推移している。設備投資は増加し、公共投資、住宅投資も高水準で推移しており、緩やかな回復を続けている。11月の数値をみると、有効求人倍率(季節調整値)は1.22倍となり、平成25年5月以降31ヶ月連続で1倍以上を記録した。

(引用文献：「いわて統計白書」)

### 第3節 岩手県労働委員会の活動

#### 1 審査関係

平成18年から平成27年までの間の不当労働行為の救済申立ては、合計8件あった。

不当労働行為事件の迅速かつ的確な処理を図るため、平成17年1月1日に改正労働組合法が施行された。その中では各労働委員会は、審査の目標期間を定め、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することが定められた。岩手県労委においても、平成17年4月に審査期間の目標期間を1年6箇月と定めるとともに、目標の達成状況その他審査の実施状況を公表することとした。

**平成18年**の不当労働申立てはなかったが、平成17年から繰り越された事件のうち1件で命令が出された。**盛岡精神病院事件**は、個人病院院長の死亡により相続人代表が廃院し全職員を解雇した病院において、開設に名乗りを上げた新院長が、申立人組合の主な執行部役員等を不採用とした。労働条件等を議題とする組合の団交申入れに対して、組合の存在を否認し、雇用関係にないことを理由として団交を拒否したこと、病院施設内で行った集会において院長立会いの下で脱退届等を参加職員の全員に提供し、脱退を勧奨した発言等が支配介入に当たるとして平成17年7月14日に救済申立てがなされた。岩手県労委は、平成18年6月15日に、脱退勧奨の禁止、支配介入の排除、団交応諾、文書交付を命じる一部救済命令を発した。

本件は、平成18年6月に使用者から再審査の申立てがなされ、平成20年2月、命令を一部変更して事件は終結した。この命令に対し、同年3月に使用者側から命令の取消しを求める行政訴訟が東京地方裁判所に提起されたが、同年10月労使間で和解が成立し、

同年11月使用者側が訴えを取り下げ、同年12月事件は終結した。

**平成19年**の不当労申立ては1件であった。**新山根温泉振興協会事件**は、申立人組合の執行委員長に対し、施設管理のグループリーダーとしての地位に見合う職務権限を行使させないことや団体交渉に不誠実な対応で臨んだことが不当労働行為に当たるとして、平成19年6月6日に救済申立てがなされた。岩手県労委は平成20年6月30日に棄却命令を発した。

なお、この年、春闘統一行動（賃上げ等）に絡み、県の懲戒処分等が不当労働行為であるとして長期間係属していた昭和48年（不）第4号、昭和50年（不）第1号、昭和51年（不）第3号**岩手県医療局事件**について、平成19年2月27日、組合は申立てを取下げ、事件が終結した。（個人からの申立ては却下）

また、昭和51年（不）第1号、昭和52年（不）第2号、昭和56年（不）第1号、昭和61年（不）第1号**岩手県職現業事件**についても、平成19年6月25日、組合は申立てを取下げ、事件が終結した。（個人からの申立ては却下）

**平成20年**の不当労申立ては1件であった。**一関修紅高等学校事件**は、申立人組合の組合員が団体交渉と同日に開催した職員説明会に欠席したことに對する申立人組合からの謝罪文が提出されなかったことを理由に団交に応じなかったことが団体交渉拒否に当たるとして平成20年1月4日に申立てがなされた。岩手県労委は、同年6月30日に棄却命令を発した。

**平成21年**の不当労申立ては1件であった。**花巻ふれあいの里福祉会事件**は、申立人組合が、法人に対し申し入れた労働条件変更に関する団体交渉について、職員説明会において既に職員に説明したこと等を理由にして、法人が団体交渉に応じなかったことが団交拒否に当たるとして、平成21年6月22日に申立てがなされた。岩手県労委は、同年12月11日に団交応諾、ポストノーティス、法人の広報誌掲載を命じる全部救済命令を発した。

**平成22年**の不当労の申立てはなかった。

**平成23年**の不当労申立ては1件であった。**両磐酒造事件**は、申立人組合が申し入れた賃金引上げ及び年末一時金に関する団交に会社が応じなかったこと、組合員であることを理由に配置転換や試用期間を延長したこと、組合から脱退を勧奨したことが不当労働行為に当たるとして、平成23年2月9日に救済申立てがあった。本件については、同年2月23日に団体交渉拒否に係る部分と不利益取扱い及び支配介入に係る部分に審査を分離することを決定した。審査中に東日本大震災津波が発生し、労働委員会室が自衛隊の司令部になったため、監査委員室などで審査が行われた。岩手県労委は、団体交渉拒否に係る部分は、同年6月20日に団交応諾とポストノーティスを命じる全部救済命令を発した。また、不利益取扱い及び支配介入に係る部分については、同年9月13日に不利益取扱いの禁止、支配介入の排除及びポストノーティスを命じる一部救済命令を発した。

**平成24年**の不当労申立ては1件であった。**佐々長商店事件**は、申立人組合が組合支部を設立以来、法人の社長や取締役の発言等が組合員を誹謗し、存在を否定し、組織運営に支配介入したこと及び団体交渉申し入れ書の受け取りを拒否したことは不当労働行為

に当たるとして、平成24年8月20日に救済申立てがあった。同年11月28日、和解が成立し、組合は申立てを取下げ、事件は終結した。

この年、岩手県労委は、平成24年1月27日の第644回公益委員会議において審査の目標期間を改正した。新しい目標期間は、団交拒否事件は6箇月、それ以外の事件は1年とされた。

**平成25年**の不当労申立ては1件であった。**大雪りばあねっと事件**は、申立人組合が申し入れた東日本大震災津波からの復興支援に関する受託事業倒産の経緯と真相の説明及び謝罪に関する団体交渉に法人が応じなかったことが、団交拒否に当たるとして、平成25年5月31日救済申立てがあった。本件は、終始、被申立人が審査に参加しなかったが、平成26年1月26日、団交応諾を命じる全部救済命令を発した。

本件は、平成26年1月に使用者から再審査の申立てがなされ、同年8月和解により、事件は終結している。

**平成26年**の不当労申立ては1件であった。**両磐酒造事件**は、ストライキ及び労働基準監督署に申告をした組合員に対し行った業務命令や配置転換、組合員の再雇用に係る差別、会社がストライキ解除通知を受け入れずに組合員全員を休業させたこと、申立人組合が申し入れた団交に会社が応じなかったことなどが、不当労働行為に当たるとして、平成26年6月4日に救済申立てがあった。本件は、審問が進められる中で和解協議が行われ、平成27年5月28日に和解が成立し、組合は申立てを取下げ、事件は終結した。

**平成27年**の不当労申立ては1件であった。**両磐酒造事件**は、上記平成26年の事件で締結した和解協定を会社が履行しないことが不利益取扱いであるなどとして平成27年9月1日に救済申立てがあった。本件については、同年11月10日に団体交渉拒否に係る部分と不利益取扱いに係る部分に審査を分離することを決定し、審査中である。

最後に平成18年から平成25年までの間にJ R関係事件の再審査で終結した不当労働行為の救済申立ては6件（併合審査後4件）であった。

昭和62年（不）第1号から第3号**東日本旅客鉄道（岩手出向）事件**（中労委では併合審査され1件）は、平成18年11月に和解が成立し、和解認定で事件は終結した。また、昭和63年（不）第1号**東日本旅客鉄道（遠野自動車営業所）事件**も同日、和解が成立し、和解認定で事件は終結した。昭和62年（不）第6号**日本貨物鉄道（全動労組合バッジ）事件**は、平成20年7月、取下げにより、事件は終結した。昭和62年（不）第5号**東日本旅客鉄道事件（全動労出向等）事件**は、平成24年2月和解が成立し、和解認定で終結した。これにより、岩手県労委に係属したJ R事件の再審査はすべて終結した。

## 2 調整関係

**平成18年**の調整新規取扱は3件であった。**A 争議**は、組合は事業所閉鎖に伴う解雇による未払賃金等の支払いを求め、3月23日あっせんを申請した。第1回あっせん(4月10日)では、双方の主張に隔たりがあることから、あっせん員から検討の余地を打診し、第1回あっせんを終了した。第2回あっせん(4月17日)では、組合側は要求内容につい

て柔軟な姿勢を見せ、使用者側もある程度の補償は認める意向を示したことから、和解金の支払いを内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、第2回あっせんが開催された4月17日、解決した。

個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。**B個別紛争**は、解雇の撤回(復職)を求め、10月31日あっせんに申請した。あっせんでは労働者側があくまでも復職を希望し、使用者側がこれを拒否したため、あっせんでの解決は困難と判断し、11月14日、あっせんに打ち切った。

**平成19年**の調整新規取扱は2件であった。**C争議**は、組合が賃金等労働条件変更の撤回を求め、6月4日あっせんに申請した。あっせんでは双方の主張に隔たりが見られたが、使用者側が話し合い自体は否定しないとの意向を示したため、一旦自主交渉に委ねたところ、その後の自主交渉で合意に達し、確認書を締結することとなり、9月28日、あっせん申請は取り下げられた。

個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。**D個別紛争**は、口頭で約束した一時金の支払いを求め、4月18日あっせんに申請した。あっせんでは、使用者側が役員が口約束したことは、会社側にもある程度責任があるとして、解決金を支払う意向を示したことから、解決金の支払いを内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、あっせんが開催された6月19日、解決した。

**平成20年**の調整新規取扱は1件であった。**E争議**は、組合は組合員の退職一時金、解雇手当等の支給等求め、4月2日あっせんに申請した。使用者側はこれ以上の譲歩はできないとしてあっせんに拒否したため、あっせんでの解決は困難と判断し、5月2日、あっせんに打ち切った。

個別紛争のあっせん新規取扱は**0件**であった。

**平成21年**の調整新規取扱は2件であった。**F争議**は、組合は労使交渉に応じること等を求め、4月16日あっせんに申請した。あっせんでは、使用者側が組合の実態に疑問があるとの主張を繰り返したため、あっせん員が、当該組合が労働組合法上の組合に適合することを前提に、団体交渉に応じるよう説得を行ったが、使用者側の主張に変化が見られなかったため、あっせんによる解決は望めないと判断し、5月26日、あっせんに打ち切った。

個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。**G個別紛争**は、退職理由が異なるとして、解雇の撤回を求め、2月13日あっせんに申請した。あっせん開催前に当事者間で退職理由を変更することで合意に達したことから、3月3日、あっせん申請は取り下げられた。

**平成22年**の調整新規取扱は2件であった。**H争議**は、組合は賃金減額の見直し、一時金等を求め、10月28日あっせんに申請した。第1回あっせん(11月18日)では、合意には至らなかったが、労使双方にあっせんで解決しようという姿勢が見られ、第2回あっせん(12月16日)において、賃金減額の見直し等を内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、第2回あっせんが開催された12月16日、解決した。

個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。**I個別紛争**は、解雇は納得できないと

して精神的損害及び経済的損害の賠償を求め、6月1日あっせんを申請した。あっせんでは、使用者側が解決金を支払うとの意向を示し、申請者がこれに応じる意向を示したことから、解決金を内容とするあっせん案を提示し双方が受諾、あっせんが開催された7月13日、解決した。

**平成23年**の調整新規取扱は**0件**であった。

個別紛争のあっせん新規取扱は2件であった。**J個別紛争**は、不本意な退職による損害賠償を求め、2月1日あっせんを申請したが、申請者の主張する事実が損害賠償の根拠に乏しい上、被申請者側が適正に対処しているとして、あっせん不応諾の意向を示したことから、話し合いによる解決が困難であり、紛争の実情があっせんに適しないと認め、2月4日、あっせんを不開始とした。

**平成24年**の調整新規取扱は2件であった。**K争議**は、組合は会社都合による賃金減額の差額の支給等を求め、4月10日あっせんを申請した。第3回あっせん(6月6日)では、期日外に聴取した意向も踏まえてあっせん案を提示したところ、使用者側は応じる意向を示したが、組合側がこれを拒否したため、あっせんでの解決は困難と判断し、6月6日、あっせんを打ち切った。

個別紛争のあっせん新規取扱は3件であった。**L個別紛争**は、退職勧奨の中止や職務復帰等を求め、8月31日あっせんを申請した。あっせんでは、申請者が会社都合退職となれば、金銭解決に応じるとの意向を示したことから、解決金を内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、あっせんが開催された9月11日、解決した。

**平成25年**の調整新規取扱は**0件**であった。

個別紛争のあっせん新規取扱は3件であった。**M個別紛争**は、出勤停止処分の撤回を求め、2月5日あっせんを申請した。あっせんでは、申請者が、被申請者が出勤停止処分の撤回と、出勤停止中の給与を支払えば、自主的に退職する意向を示し、被申請者が応じる意向を示したことから、これらを内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、あっせんが開催された2月21日、解決した。

**平成26年**の調整新規取扱は5件であった。**N争議**は、組合が就業規則の改定及び労働基準監督署への届出の実施、個人面談の廃止及び団体交渉合意事項の書面化を求めて2月18日あっせんを申請した。あっせんでは、労使双方から聴取した事情などを踏まえ、あっせん案を提示したところ双方が受諾、あっせんが開催された4月3日、解決した。

個別紛争のあっせん新規取扱は1件であった。**O個別紛争**は、休職を終了し無条件で復職させることを求め、9月26日あっせんを申請した。あっせんでは、被申請者側は復職させる意向がなく金銭解決を希望し、復職を希望していた申請者は、問題を長引かせたくないとして、金銭解決に応じる意向を示したことから、これを内容とするあっせん案を提示したところ双方が受諾、あっせんが開催された11月10日、解決した。

**平成27年**の調整新規取扱は**0件**であった。

個別紛争のあっせん新規取扱は8件であった。**P個別紛争**は、賃金減額、降格、配置転換の撤回を求め、10月5日あっせんを申請した。あっせんでは、当事者双方が金銭解決に応じる意向を示したことから、これを内容とするあっせん案を提示したところ双方

が受諾、あっせんが開催された10月21日、解決した。

### 3 労働相談関係

個別労働関係紛争に関する労働相談は、平成23年3月までは、知事部局が振興局等に設置する窓口において対応しており、労働委員会は、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年条例第50号）に基づく「あっせん」に附随する業務として、あっせんに関連する相談等に対応していた。

平成23年4月からは、労働相談と個別労働関係紛争のあっせん制度を一体的に運用することにより、その利用拡大を図るため、労働委員会事務局の職員が、知事の権限に属する個別労働関係紛争に関する労働相談業務を補助執行することとなった。

平成25年6月には、労働者や使用者が労働問題について気軽に相談できるように、東北の労働委員会では初の労働相談専用フリーダイヤル「労働相談なんでもダイヤル」【電話番号0120-610-797（ろうどうでくな）】を設置したことにより、相談件数は、設置以前と比較して、大幅に増加した。

その後、県広報媒体やホームページ等による広報に加え、平成27年には、本県労働委員会独自のポスター・チラシやのぼり旗を作成、活用するとともに、「月例無料労働相談会」や「学校での出前講座」を開始し、バス車内広告も実施するなど、積極的にPR活動を行ったこと等により、労働相談件数は増加傾向が続いている。

### 4 活性化関係

岩手県労働委員会では、労働組合組織率の低下や非正規労働者の増加など雇用環境の変化に対応し、県民により身近で利用しやすい組織となるよう、平成25年3月に「岩手県労働委員会活性化検討委員会報告書」を策定するなど、労働委員会の活性化に積極的に取り組んでいる。これまでの活性化に係る取組経過は次のとおりである。

- ◎ 平成16年1月23日、本県労働委員会では、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」を設置し、委員による無料労働相談会を実施してきた。
- 平成21年12月、全国労働委員会連絡協議会運営委員会に「労働委員会活性化のための検討委員会」（以下、「全労委検討委員会」という。）が設置された。  
平成22年7月、「全労委検討委員会」の第1次報告書で、各都道府県労働委員会においても活性化に向けた具体的な取組を行うべき旨、提言があり、平成23年6月、第2次報告書で、不当労働行為事件の審査の迅速化について提言があった。
- ◎ 同報告書を受け、本県労働委員会では、平成23年11月25日、第1337回定例総会で、認知度向上のための具体的方向を協議し、「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」において、具体的な取組を検討していくこととした。



平成24年2月24日、第19回「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」で、平成24年度の無料労働相談会の開催方法、労働委員会の活性化に向けた本県の取組について検討した。

平成24年3月23日、第1341回定例総会で、第19回「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」の結果を受け、労働委員会の活性化に向けた本県の取組について協議し、了承した。

○ 平成24年7月、「全労委検討委員会」の第3次報告書で、個別労働紛争の適切な解決の促進のための取組・課題や労働争議調整手続きの充実・強化のための取組について提言があった。

◎ 平成24年10月19日、第1350回定例総会で、労働委員会の活性化に向けた本県の取組について、今後も引き続き、「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」で、検討していくこととした。

平成25年1月25日、第21回「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」及び第1353回定例総会で、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとした。

平成25年3月22日、第23回「活性化検討委員会」及び第1355回定例総会で、「活性化検討委員会報告書」を作成、平成25年度から27年度までの活性化の取組を決定した。

なお、ここで定めた活性化の取組は、3年間程度にわたり継続して実施することとし、毎年度その成果について検証と見直しを行いながら、段階的に進めていくこととした。

○ 平成25年4月「全労委検討委員会」は、各都道府県労働委員会に対して労働委員会活性化に関する取組状況アンケート調査を行い、その結果を平成25年6月にまとめた。

平成25年11月、第68回全国労働委員会連絡協議会総会（以下「全労委総会」という。）において、当分の間、毎年11月に開催される全労委総会の議題として活性化を取り上げること、定期的に各都道府県労働委員会の取組状況について調査を行うこと等により、情報の共有を図る旨説明が行われた。同全労委総会において、本県労働委員会の活性化に向けた取組について、事例発表を行った。

◎ 平成26年3月28日、第1367回定例総会で、第27回「活性化検討委員会」の報告を受け、平成26年度活性化実施計画を決定した。

○ 平成26年11月、第69回全労委総会において、中央労働委員会事務局に「労働委員会活性化サポート事務局」を設置したこと、各都道府県労働委員会の取組状況に係る第1回調査を平成27年2月から3月に実施すること、について説明が行われた。

◎ 平成27年3月27日、第1381回定例総会で、第30回「活性化検討委員会」の報告を受け、平成27年度活性化実施計画を決定した。

平成26年度後半から27年度までを次期活性化計画策定の準備期間として、他県取組事例調査を4県で実施した。この調査結果等を整理した上で、平成27年8月及び9月に活

性化検討委員会を臨時に開催して、新たな取組を含めた検討を行い、直ちに実施可能なものについては平成27年10月からその取組を開始したほか、来年度の取組に伴う予算の方向付けを行った。

- 平成27年11月、第70回全労委総会において、労働委員会活性化に関する取組状況の調査結果における事例を中心に、各ブロック内の顕著な取組事例等について報告が行われた。

なお、同全労委総会の第1議題「労働委員会の活性化について」の副議長を本県労働委員会会長が務め、本県の主な取組事例の紹介も行った。

### 第 3 章 名 簿

#### ◆ 歴代委員名簿 【第 4 1 期～ 4 5 期】

期	期 間	公益委員	労働者委員	使用者委員
4 1	平 18.10. 1 ～ 平 20. 9. 30	◎石川 哲 ○三田地宣子 小野寺正孝 菅野八重子 岡田 寛史	軽石 義則 道又 富雄 中村 利弘 小原 隆 柴谷 正孝	澤山 惠彦 吉田 幸一 小國 平二 藤元 隆一 秋井 文夫
4 2	平 20.10. 1 ～ 平 22. 9. 30	◎石川 哲 ○小野寺正孝 菅野八重子 岡田 寛史 宮本ともみ	軽石 義則 (22.5.26 解) 道又 富雄 中村 利弘 小原 隆 柴谷 正孝	澤山 惠彦 吉田 幸一 小國 平二 (21.5.26 解) 藤元 隆一 秋井 文夫 伊藤 瞬一 (21.7. 1 任)
4 3	平 22.10. 1 ～ 平 24. 9. 30	◎石川 哲 ○小野寺正孝 菅野八重子 岡田 寛史 宮本ともみ	小原 隆 柴谷 正孝 砂金 文昭 大川 敬 (23.7.20 解) 佐々木正人 千葉 伸行 (23.9.30 任)	澤山 惠彦 秋井 文夫 藤元 隆一 伊藤 瞬一 藤原 俊則
4 4	平 24.10. 1 ～ 平 26. 9. 30	◎小野寺正孝 ○宮本ともみ 菅野八重子 岡田 寛史 長谷川 大	柴谷 正孝 千葉 伸行 古門 賢一 菅野 健司 八幡 博文	秋井 文夫 藤元 隆一 伊藤 瞬一 藤原 俊則 花上 昭
4 5	平 26.10. 1 ～ 平 28. 9. 30	◎小野寺正孝 ○宮本ともみ 岡田 寛史 長谷川 大 本田 純	柴谷 正孝 古門 賢一 菅野 健司 八幡 博文 鈴木 圭	秋井 文夫 藤元 隆一 藤原 俊則 花上 昭 佐藤 義昭

◆歴代事務局職員名簿【平成18年度～27年度】

平成	事務局長	審査調整課長	総務担当	審査担当	調整担当
18年度	種田 勝	課長 中澤 一	主任主査 渡邊 芳尚 副主幹兼主査 津川 和子 主査 小原 陽子	主査 菊地 諭 主任 藤原 隆博	副主幹兼主査 菊池 勇彦 主任 山本 章博 主事 永井 尚志
19年度	伊藤 瞬一	課長 中澤 一	主任主査 菊池 秀樹 副主幹兼主査 津川 和子 主査 小原 陽子	主任主査 菊地 諭 主任 藤原 隆博	主任 山本 章博 主任 永井 尚志 主事 金戸 伸幸
20年度	伊藤 瞬一	課長 齋藤 信五	主任主査 菊池 秀樹 主査 小原 陽子 主任 千葉 祥子	主任主査 菅原 章 主査 藤原 隆博	主査 山本 章博 主任 金戸 伸幸 主事 高橋 敬子
21年度	小川 明彦	総括課長 齋藤 信五	主任主査 西山 和寿 主任 千葉 祥子 主事 高橋 希	主査 藤原 隆博 主事 坂井 正芳	主査 山本 章博 主任 平賀 晃 主事 高橋 敬子
22年度	小川 明彦	総括課長 吉田 和明	主任主査 中村 和彦 主査 千葉 祥子 主任 高橋 希	主任主査 中野 文男 主事 坂井 正芳	主査 加藤 勝洋 主査 平賀 晃 主事 高橋 敬子

平成	事務局長	審査調整課長	総務担当	審査担当	調整担当
23年度	小川 明彦	総括課長 吉田 和明	主任主査 中村 和彦 主査 松森 英子 主任 高橋 希	主任主査 中野 文男 主事 坂井 正芳	主査 加藤 勝洋 主事 高橋 敬子
24年度	浅沼 浩	総括課長 吉田 和明	主任主査 中村 和彦 主査 松森 英子 主事 吉田 望美	主査 菅原 俊樹 主査 菊池 陽子	主査 加藤 勝洋 主事 平澤 悠
25年度	浅沼 浩	総括課長 中居 哲弥	主任主査 中村 和彦 主査 松森 英子 主事 吉田 望美	主査 菅原 俊樹 主事 平澤 悠	主査 武蔵 英仁 主査 菊池 陽子
26年度	齋藤 信之	総括課長 中居 哲弥	主査 斉藤 芳輝 主査 岩崎 知子 主事 吉田 望美	主査 菅原 俊樹 主事 下村 久也	主査 武蔵 英仁 主査 菊池 陽子
27年度	齋藤 信之	参事兼 総括課長 花山 智行	主任主査 斉藤 芳輝 主任主査 岩崎 知子 主事 吉田 望美	主査 菅原 俊樹 主査 千葉 美保	主任主査 高橋ゆかり 主事 下村 久也



# 第2部 年報

(平成27年)





# 第1章 総 説

## 第1節 労働委員会の組織等

### 1 委 員

労働委員会の委員は、公益を代表する者(公益委員)、労働者を代表する者(労働者委員)及び使用者を代表する者(使用者委員)各5人の計15人で構成されている。

各委員は知事が任命し、任期は2年となっている。

任命に当たっては、労働者委員は労働組合の、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき任命されている。また、公益委員は労働者委員及び使用者委員の同意を得て任命されている。

### 第45期委員名簿

(任期：平成26.10.1～平成28.9.30)

(平成27年12月31日現在)

区分	氏 名	現 職	新任・再任の別 就 任 年 月 日
公 益 委 員	◎小野寺 正 孝	弁護士	再 任 平12.10.1
	○宮 本 ともみ	岩手大学(社会科学系)教授	再 任 平20.10.1
	岡 田 寛 史	岩手県立大学総合政策学部教授	再 任 平18.10.1
	長谷川 大	弁護士	再 任 平24.10.1
	本 田 純	特定社会保険労務士	新 任 平26.10.1
労 働 者 委 員	柴 谷 正 孝	全日通労働組合岩手支部執行委員長	再 任 平18.10.1
	古 門 賢 一	UAゼンセン岩手県支部顧問	再 任 平24.10.1
	菅 野 健 司	アムコーユニオン執行委員長	再 任 平24.10.1
	八 幡 博 文	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長	再 任 平24.10.1
	鈴 木 圭	東北電力労働組合岩手県本部委員長	新 任 平26.10.1
使 用 者 委 員	秋 井 文 夫	株式会社東北佐竹製作所常勤相談役	再 任 平18.10.1
	藤 元 隆 一	株式会社東北銀行常任監査役	再 任 平18.10.1
	藤 原 俊 則	盛岡ガス株式会社専務取締役	再 任 平22.10.1
	花 上 昭	株式会社ジョイス取締役兼執行役員開発部ゼネラルマネージャー	再 任 平24.10.1
	佐 藤 義 昭	一般社団法人岩手県経営者協会専務理事	新 任 平26.10.1

(注) ◎は会長 ○は会長代理

## 2 あっせん員候補者

労働委員会では、労働関係調整法第10条及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働争議等のあっせんに備えて、あっせん員候補者を委嘱しているが、当委員会におけるあっせん員候補者は、「岩手県労働委員会あっせん員候補者規程」(昭和53年3月31日地方労働委員会訓令第2号)により、次の者を委嘱している。

- (1) 委員会の委員
- (2) 委員会の事務局の事務局長、総括課長、主任主査、副主幹及び主査(調整を担当する者に限る。)
- (3) 岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長並びに主任主査及び主査(労働を担当する者に限る。)

### あ っ せ ん 員 候 補 者 名 簿

- ・ 労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条のあっせん員候補者
- ・ 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例(平成14年岩手県条例第50号)第5条のあっせん員候補者  
(平成27年12月31日現在)

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日	
		労 調 法 第 10 条 関 係	個 別 紛 争 解 決 条 例 第 5 条 関 係
小野寺 正 孝	労働委員会公益委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
宮 本 ともみ	労働委員会公益委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
岡 田 寛 史	労働委員会公益委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
長谷川 大	労働委員会公益委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
本 田 純	労働委員会公益委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
柴 谷 正 孝	労働委員会労働者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
古 門 賢 一	労働委員会労働者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
菅 野 健 司	労働委員会労働者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
八 幡 博 文	労働委員会労働者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
鈴 木 圭	労働委員会労働者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
秋 井 文 夫	労働委員会使用者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
藤 元 隆 一	労働委員会使用者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
藤 原 俊 則	労働委員会使用者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
花 上 昭	労働委員会使用者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1
佐 藤 義 昭	労働委員会使用者委員	平26. 10. 1	平26. 10. 1

氏 名	現 職	委 嘱 年 月 日	
		労 調 法 第 10 条 関 係	個 別 紛 争 解 決 条 例 第 5 条 関 係
齋 藤 信 之	労働委員会事務局長	平26. 4. 25	平26. 4. 25
花 山 智 行	労働委員会事務局参事兼審査調整課 総括課長	平27. 4. 24	平27. 4. 24
高 橋 ゆかり	労働委員会事務局主任主査	平27. 4. 24	平27. 4. 24
工 藤 直 樹	商工労働観光部雇用対策・労働室労働課長	平27. 4. 24	平27. 4. 24

### 3 事務局

労働委員会には、その事務を整理するために事務局を置き、知事が会長の同意を得て、その組織を定め、職員を任命することとなっている。

事務局の組織は、平成16年4月から、それまでの2課体制から1課体制3担当に移行し、10名\*の体制となっている。

#### 【組織図（平成27年度）】

事務局長 — 参事兼  
審査調整課  
総括課長

[事務分掌]

- 総務担当（3名） ・ 総会及び連絡協議会等  
・ 人事、予算経理、総務  
電話 019-629-6271・6275  
FAX 019-629-6274
- 審査担当（2名） ・ 不当労働行為事件の審査  
・ 労働組合の資格審査  
・ 個別労働関係紛争のあっせん  
・ 労働相談  
電話 019-629-6276・6277
- 調整担当  
（3名\*） ・ 労働争議の調整  
・ 個別労働関係紛争のあっせん  
・ 争議行為の予告通知  
・ 労働相談  
電話 019-629-6276・6277

\*H27. 12. 31現在 現員 9名（調整担当 2名）

## 第2節 労働委員会の活動状況

### 1 会議等

平成27年の労働委員会は、第45期委員によって運営され、総会を12回、公益委員会議を9回開催した。

各労働委員会相互の連絡及び事務処理について必要な調査研究、情報交換等のため、全国及び北海道・東北地区の連絡協議会の総会等に参加した。

### 2 審査

平成27年における労働組合格審査の取扱件数は、新規申請が3件であり、内訳は、不当労働行為救済申立てに係るものが1件、法人登記に係るものが2件であった。終結状況は、適合が1件、不適合が1件で、残り1件は平成28年に繰り越された。なお、不適合となった案件は、公益委員会議において半年以上継続して審査を行い、労組法2条に適合しないとされたものであった。

不当労働行為事件の取扱件数は、前年からの繰越し1件（両磐酒造事件）、新規申立てが1件（両磐酒造事件）であった。

両磐酒造事件（平成27年（不）第1号）については、両磐酒造（団交拒否）事件（平成27年（不）第1号の1）と両磐酒造（不利益取扱い）事件（平成27年（不）第1号の2）に審査を分離した。

終結状況は、両磐酒造事件（平成26年（不）第1号）が関与和解により終結し、両磐酒造（団交拒否）事件（平成27年（不）第1号の1）及び両磐酒造（不利益取扱い）事件（平成27年（不）第1号の2）が平成28年へ繰り越された。

なお、当委員会を初審とする中央労働委員会における再審査事件は、なかった。

### 3 調整

平成27年における労働争議の調整事件の取扱件数は、新規申請がなく、前年からの繰越しもなかった。

当委員会が受け付けた争議行為予告通知の取扱件数は2件であった。業種別内訳は、いずれも医療・公衆衛生事業である。争議行為予告通知があったものについて、実情調査を行った延べ件数は28件であった。

個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は、新規申請が8件であった。終結状況は、解決が1件、打切りが5件、不開始が1件であり、1件は平成28年に繰り越された。

当委員会に寄せられた労働相談件数は、283件であった。相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

### 4 活性化

平成27年における労働委員会の活性化の活動は、平成25年度から平成27年度までの3か年の活性化計画を踏まえ、平成27年度実施計画に基づいて、労働委員会制度の認知度向上等の取組を進めた。

また、平成26年度後半から27年度までを次期活性化計画策定の準備期間として、本県と同程度の規模の労働委員会の中から、個別労働関係紛争あっせん等の取組に成果をあげている県を訪問し、意見交換等を行う他県取組事例調査を4県（高知県、徳島県、島根県及び新潟県）で実施した。

この調査結果や各都道府県労働委員会の取組状況を情報収集した上で、平成27年8月及び9月に活性化検討委員会を臨時に開催して、新たな取組を含めた検討を行い、直ちに実施可能なものについては平成27年10月からその取組を開始したほか、平成28年度の取組に伴う予算の方向付けを行った。

平成28年1月以降の活性化検討委員会では、これまでの取組実績を検証するとともに、次期活性化計画の各分野にわたる取組について具体的に検討し、2月または3月の定例総会において同計画の策定を予定している。

## 5 月別活動状況

月	日	内 容
1	22	平成26年（不）第1号両磐酒造事件 第7回調査、第1回審問
	23	第1379回定例総会
	23	第28回活性化検討委員会
	26	他県取組事例調査（高知県）
	27	他県取組事例調査（徳島県）
2	22	無料労働相談会（盛岡市）
	24	平成26年（不）第1号両磐酒造事件 第2回審問
	27	第1380回定例総会
	27	第29回活性化検討委員会
3	1	無料労働相談会（釜石市）
	24	平成26年（不）第1号両磐酒造事件 第3回審問
	27	第1381回定例総会
	27	第30回活性化検討委員会
4	13	全労委使用者委員連絡会議幹事会（東京都）
	16	平成26年（不）第1号両磐酒造事件 第4回審問、第8回調査
	17	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会（北海道）
	24	第1382回定例総会
	28	平成27年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付
5	1	平成27年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 申請者側事務局調査
	13	平成27年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 申請者側事務局調査
	20	平成27年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	21	平成27年（個）第1号A個別労働関係紛争あっせん事件終結（不開始）
	22	第1383回定例総会

月	日	内 容
5	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会研修課題勉強会
	22	第652回公益委員会議
	28	平成26年（不）第1号両磐酒造事件 第5回審問、第9回調査 終結（関与和解）
6	4	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会（～5日福島県）
	4	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会会長連絡会（福島県）
	4	北海道・東北六県労働委員会事務局長連絡会議（福島県）
	5	北海道・東北ブロック労働者委員連絡協議会総会・研究会（～6日福島県）
	8	第66回労働委員会事務局職員中央研修（～10日東京都）
	11	全国労働委員会事務局長連絡会議（群馬県）
	12	全国労働委員会会長連絡会議（群馬県）
	17	平成27年（資）第1号サンビバレッジ労働組合資格審査に係る事実の調査
	21	無料労働相談会（遠野市）
	22	岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（岩手労働局主催）
	24	平成27年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	26	第1384回定例総会
	26	第653回公益委員会議
	27	無料労働相談会（宮古市、二戸市）
	28	無料労働相談会（奥州市、大船渡市）
7	1	平成27年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	14	他県取組事例調査（島根県）
	24	第1385回定例総会
	24	第654回公益委員会議
	31	他県取組事例調査（新潟県）
8	6	平成27年（資）第1号サンビバレッジ労働組合資格審査に係る事実の調査
	20	平成27年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	24	平成27年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（打切り）
	26	平成27年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	27	北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議（～28日秋田県）
	28	第1386回定例総会
	28	臨時活性化検討委員会
	28	委員による講話（講師：使用者委員）
	28	第655回公益委員会議
9	1	平成27年（不）第1号両磐酒造事件 申立書受付
	3	平成27年度公労使委員合同研修（～4日東京都）
	4	平成27年（不）第1号両磐酒造事件 調査開始通知

月	日	内 容
9	7	平成27年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件 あっせん員による被申請者側事情聴取
	17	出前講座（連合岩手執行委員会）
	18	平成27年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん事件終結（打切り）
	18	第1387回定例総会
	18	臨時活性化検討委員会
	18	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会研修課題勉強会
	29	記者会見（労働委員会制度創設70周年を契機とした新たな取組の開始について）
	30	平成27年（個）第4号D個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	30	第656回公益委員会議
10	1	平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	4	岩手労働局等との関係機関合同労働相談会（盛岡市）
	4	無料労働相談会（久慈市）
	5	平成27年（個）第6号F個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	5	平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	6	平成27年（不）第1号両磐酒造事件 第1回調査
	7	平成27年（個）第6号F個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	8	平成27年（個）第4号D個別労働関係紛争あっせん事件 被申請者側事務局調査
	14	平成27年（個）第7号G個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査
	14	出前講座（上野法律ビジネス専門学校）
	16	月例無料労働相談会（県庁）
	16	第1388回定例総会
	16	審査・あっせん等終結事案研修会
	16	第657回公益委員会議
	17	無料労働相談会（釜石市、一関市）
	18	無料労働相談会（北上市）
	21	平成27年（個）第6号F個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（解決）
	22	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会（～23日青森県）
28	労使関係セミナー（仙台市）	
11	4	平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件 あっせん員による被申請者側事情聴取
	9	第658回公益委員会議

月	日	内 容
11	10	平成27年（不）第1号両磐酒造事件 第2回調査
	18	出前講座（東北百貨店協会・U Aゼンセン流通部門百貨店部会労使懇談会）
	19	第70回全国労働委員会連絡協議会総会（～20日東京都）
	20	平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件 あっせん員による被申請者側事情聴取
	25	平成27年（個）第7号G個別労働関係紛争あっせん事件 あっせん員による被申請者側事情聴取
	26	第659回公益委員会議
	26	全国労働委員会事務局調整主管課長会議（東京都）
	27	全国労働委員会事務局審査主管課長会議（東京都）
	27	平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件終結（打切り）
	27	月例無料労働相談会（県庁）
	27	第1389回定例総会
	27	審査・あっせん等終結事案研修会
	27	外部講師による講話（講師：岩手労働局雇用均等室）
	27	第660回公益委員会議
12	2	平成27年（個）第4号D個別労働関係紛争あっせん事件 第1回あっせん終結（打切り）
	10	平成27年（不）第1の1号両磐酒造（団交拒否）事件 第3回調査、第1回審問
	10	平成27年（不）第1の2号両磐酒造（不利益取扱い）事件 第3回調査
	18	月例無料労働相談会（県庁）
	18	第1390回定例総会
	18	審査・あっせん等終結事案研修会
	18	委員による講話（講師：労働者委員）
	18	平成27年（個）第7号G個別労働関係紛争あっせん事件終結（打切り）
	25	平成27年（個）第8号H個別労働関係紛争あっせん事件 申請書受付及び申請者側事務局調査



## 第 2 章 会 議

### 第 1 節 総 会

労働委員会の総会は、委員全員で行う会議で、労働委員会規則第 5 条第 1 項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん、調停及び仲裁に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

当委員会においては、原則として毎月第 4 金曜日を定例日として開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとしている。

平成27年は、12回開催され、その概況は次のとおりである。

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1379	1. 23	出席委員	(公) 宮本、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 審議事項 (ア) あっせん員候補者の解任について イ 報告事項 (ア) 審査の目標期間の達成状況について (平成26年) (イ) 岩労委平成26年(不) 第1号両磐酒造事件について (ウ) 争議行為の予告通知について ウ 協議事項 (ア) 平成27年度岩手県労働委員会総会及び諸会議実施計画(案)について (イ) 平成27年度岩手県労働委員会諸会議出席委員(案)について (2) その他 ア 第28回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 年度末の無料労働相談会について	
1380	2. 27	出席委員	(公) 小野寺、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1380	2.27	<p>(ア) 岩労委平成26年(不)第1号両磐酒造事件について (イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第29回労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「会長連絡会議」及び「総会」の開催、「総会」にかかる議題の提出について ウ 無料労働相談会について エ 労働関係統計について オ 全労委連絡協議会第2回運営委員会の報告について カ 平成26年度第2回労使関係セミナーの報告について キ 平成27年度岩手県労働委員会総会及び諸会議実施計画表について</p>	
1381	3.27	出席委員	<p>(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項 (ア) 岩労委平成26年(不)第1号両磐酒造事件について (イ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 平成27年度活性化実施計画案について イ 平成27年度無料労働相談会開催計画(開催地等)について ウ 無料労働相談会(3月1日開催分)の報告について エ 出前講座(3月19日開催分)の報告について オ 審査・調整関係事務処理マニュアル等の改正について</p>	
1382	4.24	出席委員	<p>(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 審議事項 (ア) あっせん員候補者の委嘱及び解任について イ 報告事項</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1382	4.24	(ア) 岩労委平成26年(不)第1号両磐酒造事件について (イ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題について イ 平成26年度岩手県労働委員会労働相談実績について ウ 平成27年度労働委員会事務局業務方針について	
1383	5.22	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 岩労委平成26年(不)第1号両磐酒造事件について (イ) 平成27年(個)第1号A個別労働関係紛争あっせん事件の終結について (ウ) 争議行為の予告通知について イ 協議事項 (ア) 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会開催に係る運営委員会の書面会議について (2) その他 ア 無料労働相談会について イ 労働関係統計について	
1384	6.26	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第652回公益委員会議の報告について (イ) 岩労委平成26年(不)第1号両磐酒造事件の終結について (ウ) 平成27年(個)第2号B個別労働関係紛争あっせん申請について (エ) 争議行為の予告通知について (2) その他	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1384	6. 26	ア 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の概要について イ 平成27年度全国労働委員会会長連絡会議の概要について ウ 無料労働相談会（6月21日開催分）の報告について エ 「委員による講話」について	
1385	7. 24	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第653回公益委員会議の報告について (イ) 平成27年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん経緯について (ウ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 無料労働相談会（6月27日、28日開催分）の報告について イ 平成28年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」の開催日程の変更について	
1386	8. 28	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第654回公益委員会議の報告について (イ) 平成27年（個）第2号B個別労働関係紛争あっせん事件の終結について (ウ) 平成27年（個）第3号C個別労働関係紛争あっせん申請について (エ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 臨時労働委員会活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1386	8. 28	ウ 第70回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について エ 労働関係統計について	
1387	9. 18	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第655回公益委員会議の報告について (イ) 岩労委平成27年(不)第1号両磐酒造事件に係る不当労働行為救済申立てについて (ウ) 平成27年(個)第3号C個別労働関係紛争あっせん経緯について (エ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 臨時活性化検討委員会における検討結果の報告について イ 関係機関合同労働相談会及び無料労働相談会の開催について ウ 出前講座(9月17日開催分)の報告について エ 労使関係セミナーの開催について オ 会長等による記者会見について カ 労働委員会制度創設記念誌の発行について キ 個別紛争処理制度委員会中間報告案(修正版)に対する意見について	
1388	10. 16	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第656回公益委員会議の報告について (イ) 岩労委平成27年(不)第1号両磐酒造事件について (ウ) 平成27年(個)第3号C個別労働関係紛争あっせん事件の終結について (エ) 平成27年(個)第4号D個別労働関係紛争あっせん申請について	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1388	10.16	<p>(オ) 平成27年(個)第5号E個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(カ) 平成27年(個)第6号F個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(キ) 平成27年(個)第7号G個別労働関係紛争あっせん申請について</p> <p>(ク) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 会長による記者会見(9月29日開催分)の報告について</p> <p>イ 労働相談の概要報告について</p> <p>ウ 出前講座(10月14日開催分)の報告について</p> <p>エ 「外部講師による講話」について</p> <p>オ 労働委員会制度創設記念誌の「特別寄稿」及び「記念寄稿」の執筆者の決定について</p>	
1389	11.27	出席委員	<p>(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田</p> <p>(労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木</p> <p>(使) 藤元、藤原、花上、佐藤</p>
		<p>1 議事</p> <p>(1) 付議事項</p> <p>ア 報告事項</p> <p>(ア) 第657回・第658回・第659回公益委員会議の報告について</p> <p>(イ) 岩労委平成27年(不)第1号両磐酒造事件について</p> <p>(ウ) 平成27年(個)第4号D個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(エ) 平成27年(個)第5号E個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(オ) 平成27年(個)第6号F個別労働関係紛争あっせん事件の終結について</p> <p>(カ) 平成27年(個)第7号G個別労働関係紛争あっせん経緯について</p> <p>(キ) 争議行為の予告通知について</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 第70回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について</p> <p>イ 平成27年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の概要について</p> <p>ウ 労使関係セミナーの概要について</p>	

回	開催月日	出席委員及び付議事項	
1389	11.27	エ 出前講座（11月18日開催分）の報告について オ 労働相談の概要報告について カ 労働関係統計について	
1390	12.18	出席委員	(公) 小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田 (労) 柴谷、古門、菅野、八幡、鈴木 (使) 秋井、藤元、藤原、花上、佐藤
		1 議事 (1) 付議事項 ア 報告事項 (ア) 第660回公益委員会議の報告について (イ) 岩労委平成27年（不）第1号両磐酒造事件について (ウ) 平成27年（個）第4号D個別労働関係紛争あっせん事件の終結について (エ) 平成27年（個）第5号E個別労働関係紛争あっせん事件の終結について (オ) 平成27年（個）第7号G個別労働関係紛争あっせん経緯について (カ) 争議行為の予告通知について (2) その他 ア 年度末の無料労働相談会の開催地について イ 労働相談の概要報告について	

## 第 2 節 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条第1項及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により公益委員のみの権限とされている準司法的、判定的機能を果たすため、公益委員のみで行う会議である。

この会議は、労働委員会規則第8条第1項の規定により、会長が必要に応じて招集し、開催することとされており、平成27年は9回開催された。その概況は次のとおりである。

回	開催 月日	出席委員及び付議事項		結 果
652	5. 22	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
653	6. 26	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 1 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ労働組合に係る資格審査（法人登記）について 2 不当労働行為事件の審査委員のローテーションについて		
654	7. 24	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
655	8. 28	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
656	9. 30	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
657	10. 16	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	適合決定
		付議事項 1 岩労委平成27年（資）第3号 JAM北東北日ピス岩手労働組合に係る資格審査（法人登記）について		



回	開催 月日	出席委員及び付議事項		結 果
657	10.16	2 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ 労働組合に係る資格審査（法人登記）について		継続審査
658	11.9	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ 労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
659	11.26	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	継続審査
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ 労働組合に係る資格審査（法人登記）について		
660	11.27	出席委員	小野寺、宮本、岡田、長谷川、本田	不適合決定
		付議事項 岩労委平成27年（資）第1号 サンビバレッジ 労働組合に係る資格審査（法人登記）について		

### 第3節 調停委員会

調停委員会は、労働関係調整法第19条の規定により、会長が指名する公・労・使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で、労働争議の調停に当たるものである。

平成27年は、設置されなかった。

### 第4節 仲裁委員会

仲裁委員会は、労働関係調整法第31条の規定により、公益委員又は特別調整委員の中から、関係当事者が合意により選定した者につき、会長が指名する3人の委員で構成される会議で、労働争議の仲裁に当たるものである。

平成27年は、設置されなかった。

### 第5節 小委員会

小委員会は、労働委員会規則第5条の規定に基づき、会長が指名した委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うものである。

平成26年は、設置されなかった。

### 第6節 各種連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、委員会相互の連絡を密にして、その事務処理について必要な統一と調整を図るため、公・労・使委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長等の連絡会議が設けられており、全国、ブロックに分かれて開催されている。

平成27年における各種連絡会議の概況は、次のとおりである。

#### 1 第70回全国労働委員会連絡協議会総会

(1) 期日・場所 平成27年11月19日～20日 東京都港区

(2) 出席委員 (公)小野寺・長谷川 (労)古門・菅野 (使)秋井・佐藤

(3) 議題

第1議題 「労働委員会の活性化について」 (中労委公労使提案)

第2議題 「労働組合法改正(平成16年)からの10年とこれからの労働委員会の展望について」 (新潟県労委公労使提案)

(4) 講演

・記念講演①

「平成16年労組法改正と労働委員会」 元中央委員会会長・上智大学名誉教授  
山口 浩一郎 氏

・記念講演②

「労働委員会の運営安定化と活性化」 独立行政法人労働政策研究・研修機構  
理事長 菅野 和夫 氏

## 2 全国労働委員会会長連絡会議

- (1) 期日・場所 平成27年6月12日 群馬県高崎市
- (2) 出席委員 小野寺会長
- (3) 議題 懇談

「審査手続における和解に向けた取組」

(中労委提案)

## 3 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

- (1) 期日・場所 平成27年6月4日～5日 福島県福島市
- (2) 出席委員 (公)小野寺・本田 (労)古門・菅野 (使)秋井・藤原
- (3) 議 題

議題1 第70回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして  
提出する議題について

(連絡協議会)

議題2 平成26年取扱事件とその傾向及び特異事件について

(連絡協議会)

議題3 平成26年度決算について

(連絡協議会)

議題4 平成27年予算(案)について

(連絡協議会)

議題5 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会の監事の選任に  
ついて

(連絡協議会)

議題6 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について

(連絡協議会)

議題7 平成28年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について

(連絡協議会)

### (4) 研 修

研修課題1 「重層下請構造における元請の使用者性と団体交渉義務に  
ついて」

(福島県労委)

研修課題2 「当初は私傷病として休職し、退職してから労災保険給付  
決定があった場合の取り扱いについて」

(福島県労委)

## 4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

- (1) 期日・場所 平成27年10月22日～23日 青森県青森市
- (2) 出席委員 (公)小野寺・岡田 (労)柴谷・鈴木 (使)藤元・花上
- (3) 研 修

研修課題1 「組合執行委員長の配置転換と不当労働行為について」

(青森県労委)

研修課題2 「使用者から損害賠償請求を受けた従業員のあっせん申請  
への対応及びあっせん案受諾後に新たな事実が判明した  
場合の対応について」

(青森県労委)

### (4) 講 演

「労働事件と和解」 学習院大学法学部・法科大学院教授 草野 芳郎 氏

### 第 3 章 審 査

#### 第 1 節 労働組合の資格審査

##### 1 概 況

最近 5 か年における労働組合法第 5 条の規定による労働組合の資格審査の取扱状況は、3-1 表のとおりである。

平成 27 年は、前年からの繰越しは 1 件、新規申請が 3 件となっている。

新規申請 3 件の申請理由は、不当労働行為救済申立てに係るものが 1 件、法人登記に係るものが 2 件であった。

終結状況は、適合 1 件、打切り 1 件、不適合 1 件で、残り 1 件が継続審査として平成 28 年に繰り越された。

( 3 - 1 表 ) 労働組合資格審査の取扱状況

年次	取 扱 件 数						補 正 勧 告	終 結 件 数					次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 請				合 計		適 合	打 切 り	取 下 げ	不 適 合	合 計	
		委 員 候 補 者 推 薦	不 当 勞 働 行 為	法 人 登 記	計								
23	—	1	1	—	2	2	—	2	—	—	—	2	—
24	—	13	1	—	14	14	—	13	1	—	—	14	—
25	—	—	1	1	2	2	—	2	—	—	—	2	—
26	—	14	1	1	16	16	—	15	—	—	—	15	1
27	1	—	1	2	3	4	—	1	1	—	1	3	1

## 2 労働組合資格審査申請の概要

平成27年に係属した労働組合資格審査申請の概要は、3-2表のとおりである。

(3-2表) 労働組合資格審査一覧表(係属件数4件)

事件 番号	申請組合名	組合 員数	加入上部 団 体	申 請 理 由	申 請 年月日	決 定 年月日	結 果
26- 2	X労働組合	9	フード連合	不当労働行為	H26. 6. 4	H27. 5. 28	打切り
27- 1	サンビバレッジ労働組合	5	なし	法人登記	H27. 5. 12	H27. 11. 27	不適合
27- 2	X労働組合	7	フード連合	不当労働行為	H27. 9. 1		
27- 3	JAM北東北日ピス岩手 労働組合	516	JAM	法人登記	H27. 10. 2	H27. 10. 16	適合

### 第2節 地方公営企業における非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定・告示について、平成27年に当委員会が認定・告示を行った事案はなかった。

### 第3節 不当労働行為事件の審査

#### 1 概 況

最近5か年における労働組合法第27条及び地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条の規定による不当労働行為事件の取扱状況は、3-3表のとおりである。

平成27年は、前年からの繰越しが1件（両磐酒造事件）、新規申立てが1件（両磐酒造事件）の計2件となっている。

係属した事件のうち、両磐酒造事件（平成26年(不)第1号）は関与和解により終結し、両磐酒造事件（平成27年(不)第1号）は平成28年に繰り越された。

（3-3表） 不当労働行為事件の取扱状況

年次	取 扱 件 数			終 結 件 数								次 年 繰 越 し 件 数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定				計	
				取 下 げ	和 解		救 済		棄 却	却 下		
					無 関 与	関 与	全 部	一 部				
23	-	1	1	-	-	-	(1)	1 (1)	-	-	1	-
24	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
26	1	1	2	-	-	-	1	-	-	-	1	1
27	1	1	2	-	-	1	-	-	-	-	1	1

注) 括弧内の数字は、審査を分離し、分離命令を発出した件数である。

## 2 審査の目標期間の達成状況

労働組合法第27条の18及び労働委員会規則第50条の2の規定により、労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、毎年少なくとも一回、年報等により、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされている。

### (1) 審査の目標期間

労働組合法第27条の18及び労働委員会規則第50条の2第1項の規定に基づく、当委員会における審査の目標期間は、次のとおりである。

ア	団交拒否事件（申立事実が団体交渉拒否に限られる事件）	6か月
	注）審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。	
イ	通常事件（団交拒否事件以外の事件）	1年
※	申立事実が複数で、かつ団交拒否に係る申立てを含む事件について、審査を分離した場合の取扱いは次のとおりとする。	
	(ア)	団交拒否に係る部分 団交拒否事件として取り扱う。
	(イ)	団交拒否以外に係る部分 通常事件として取り扱う。

### (2) 達成状況

平成27年における審査の目標期間の達成状況は次のとおりである。

また、審査の実施状況等は、3-4表から3-6表のとおりである。

- ・ 団交拒否事件  
 終結した事件はなく、翌年に繰り越された。
- ・ 通常事件  
 平成27年に終結した事件の審査期間は359日であり、目標期間を達成した。  
 また、終結しなかった事件は、翌年に繰り越された。

### (3-4表) 審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	1件	1件	1件	2件
イ 審査期間	—		359日		
ウ 調査の回数	—	3回	3回	3回	7回
エ 審問の回数	—	1回	5回	0回	6回
オ 尋問を行った証人及び当事者の人数	—	2人	7人	0人	9人

注1) 「審査期間」は、当該年に終結した団交拒否事件及び通常事件それぞれの平均処理日数である。

注2) 翌年に繰り越した平成27年(不)第1号事件について、労働委員会規則第41条第1項の規定により、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、「係属事件数」及び「調査の回数」の取扱いは下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数：計において、1件とカウントした。

② 調査の回数：

審査の分離前に実施した2回分について、団交拒否事件及び通常事件のそれぞれにカウントしたが、計は実回数とした。

(3-5表) 平成27年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成27年(不)第1号の 1	27. 9. 1 —	一日	3回	1回	2人	繰越し

注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2)「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

イ 通常事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成26年(不)第1号	26. 6. 4 27. 5. 28	359日	3回 (9回)	5回	7人	関与 和解
平成27年(不)第1号の 2	27. 9. 1 —	一日	3回	0回	0人	繰越し

注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

注2)括弧内の数字は、前年以前に実施したものを含む実施回数である。

注3)平成27年(不)第1号の2事件の「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

(3-6表) 過去5年間における審査の実施状況

年	事件 種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
23	-	1件	1件	217日	2回	4回	7人
24	団交拒否	-	-	-	-	-	-
	通常	1件	1件	101日	4回	0回	0人
25	団交拒否	1件	-	-	2回	2回	1人
	通常	-	-	-	-	-	-
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	-	-	6回	-	-
27	団交拒否	1件	-	-	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人

注1)平成23年までの審査の目標期間は、事件の種別にかかわらず全て1年6カ月であった。

注2)平成27年に係属した事件のうち1件について、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、平成27年の「係属事件数」及び「調査回数」の取扱いは下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数：

団交拒否事件と通常事件それぞれに1件ずつカウントした。

② 調査回数：

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件のそれぞれにカウントした。



### 3 新規申立ての状況

#### (1) 申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

最近5か年における不当労働行為事件の新規申立件数は5件で、申立人別、労働組合法第7条該当号別件数は、3-7表のとおりである。

(3-7表) 不当労働行為事件の申立人別、労働組合法第7条該当号別件数

年次	新規申立て	申立人別			労働組合法第7条該当号別								
		組合	個人	組合個人	1	2	3	1・2	1・3	1・4	2・3	1・2・3	
23	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
24	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
25	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
26	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
27	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

注) 1号(不利益取扱い) 2号(団体交渉拒否) 3号(支配介入)  
4号(申立て等を理由とする不利益取扱い)

#### (2) 産業別、企業規模別申立件数

不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数は、3-8表のとおりである。

(3-8表) 不当労働行為事件の産業別、企業規模別申立件数

年次	新規申立て	産業別申立件数							企業規模別申立件数				
		建設業	製造業	運輸業	卸売業・小売業	医療・福祉	サービス業	地公労法適用	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	不明
23	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
24	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
25	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1
26	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
27	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-

#### 4 係属事件の概要

平成27年に係属した不当労働行為事件の概要は、3-9表のとおりである。

(3-9表) 不当労働行為事件一覧表 (係属事件2件)

事件 番号	事件名	申立人	被申立人	申立 年月日	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
							審問 回数			審査 委員	参与 委員
26 (不) 1	両馨 酒造 事件	X 労働組合	Y 株式会社	26. 6. 4	1・2・3	不利益取扱い禁止 医療費・慰謝料の支払 配転取消、原職復帰 支配介入排除 バックペイ 団交応諾、誠実団交 文書掲示・交付	9	27. 5. 28	関与 和解	小野寺 岡 田	(労)柴谷 (使)花上
				26. 8. 4 (追加)							
				26. 8. 27 (追加)							
				26. 9. 29 (変更)			5				

事件 番号	事件名	申立人	被申立人	申立 年月日	分離後の 事件番号	労組法 第7条 該当号	請求する 救済内容	調査 回数	終 結 年月日	終結 状況	担当委員	
								審問 回数			審査 委員	参与 委員
27 (不) 1	両馨 酒造 事件	X 労働組合	Y 株式会社	27. 9. 1 27. 9. 17 (追加)	27 (不) 1の1	2	団交応諾	3	-	係属中	小野寺 岡 田	(労)鈴木 (使)花上
								1				
					27 (不) 1の2	1	和解協定の履行 原職復帰 バックペイ 不利益取扱い禁止 組合員の隔離禁止 雇用関係終了通知 の取消	3	-	係属中		
								-				

## 5 審査記録

### (1) 平成26年（不）第1号 両磐酒造事件 ー第208号ー

当事者	申立人	被申立人
	X労働組合	Y株式会社
<p>請求する救済内容の要旨（申立ての追加の内容も含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 被申立人は、組合執行委員長A1、副委員長A2、書記長A3、組合員A4、A5、A6の計6名に対し、平成26年1月4日付けで発令した報復を目的とした突然の業務命令について、謝罪するとともに、今後組合員に対する合理的理由のない不当な業務命令は止めること。 また、合理的理由のない不当な業務命令によって平成26年1月25日午後から休業した組合員A5に対し、同日から産休開始予定日までの就業できなかった期間の賃金及び手当を支払うこと。また過酷な業務を命令し従事させたことによる、胎児と母体への危険な発病に対し、医療費の実費分と慰謝料を支払うこと。</li> <li>2 被申立人は、副委員長A2、書記長A3及び組合員A4に対する平成26年4月21日付けの配転辞令及び同年8月21日に組合員A5に渡した配転辞令を取消し、即元職に復帰させるとともに、今後組合員に対する合理的理由のない不当な配転は止めること。</li> <li>3 被申立人は、平成26年5月1日に事務所内で行った、組合員A4に対する嫌がらせ行為について当事者に謝罪し、今後組合員に対する嫌がらせ行為を止めること。 また、被申立人は、同年6月18日及び同年8月21日に副委員長A2に発令した指導書を即撤回するとともに、今後組合員に対する嫌がらせ行為を止めること。</li> <li>4 被申立人は、前副委員長のA7の雇用延長での差別（延長年数、賃金、稼働日数）や不利な扱いを止める（非組合員の雇用延長者等と同等の待遇をする）こと。</li> <li>5 被申立人は、平成25年12月25日朝に組合が連絡したストライキ解除を受け入れなかったこと、組合員全員に休業命令を出し就業させないなど、申立組合の運営を阻害し、その運営に現実に影響を及ぼすような行為をしたことは支配介入に当たるので、今後、組合に対する支配介入をしないこと。同年12月25日分と休業命令期間中の賃金カット分、通勤費カット分を支払うこと。</li> <li>6 被申立人は、団体交渉の引き延ばし、資料の提出遅延、団体交渉拒否を止め、誠実に団体交渉に応じること。</li> <li>7 縦1メートル、横2メートルの白紙に下記の文書を墨書し、命令交付の日から2日以内にこれを事務所内、工場内、蔵の3箇所の見やすい場所に20日間掲示すること。また、A4サイズの紙に誓約書と題して、下記の文書を墨書し組合に提出すること。</li> </ol>		

### 申立ての概要

- 1 平成26年1月4日に社長が行った業務命令は、ストライキを行った組合員と労働基準監督署へ不払い残業についての申立を行った組合員に対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。  
その後の同年2月10日、同年3月27日、同年3月31日の業務命令も、対象者が同じであることから前記の延長上にあり、組合員への報復を目的とした不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 2 平成26年4月21日付けの配転辞令及び同年8月21日に組合員A5に渡した配転辞令は、社長による組合員への嫌がらせであり、一連の組合の正当な活動に対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 3 平成26年5月1日に社長が行った組合員A4への私物品確認並びに同年6月18日及び同年8月21日に社長が副委員長A2に発令した指導書面は、組合員であることを理由とした不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 4 組合員A7の雇用延長に係る差別は、組合員としてストライキを行ったことに対する報復行為であり、組合員への不利益取扱いである。(労働組合法第7条第1号該当)
- 5 ストライキ解除通知を受け入れなかったこと、組合員全員のタイムカードを取り上げ、打刻させなかったこと及びストライキを解除し就業を決めた組合員全員に休業命令書を発行し排除したという社長の対応は、組合の運営に対する支配介入である。(労働組合法第7条第3項該当)
- 6 組合に経営状況に関する資料を平成26年7月1日の団体交渉に提出せず、同年7月23日まで資料提出が遅れたこと、同年7月1日に組合が申し込んだ団体交渉を同年7月21日以前に行わなかったこと、同年7月26日の組合の団体交渉申し込みを拒否し、その後同年7月28日の組合の団体交渉に応じなかったこと、平成26年7月15日に組合が申し込んだ夏季一時金交渉を同年8月4日以前に行わなかったこと、平成26年8月12日に診断書を提出しても団交に応じていないことは、団体交渉拒否である。(労働組合法第7条第2号該当)

### 審査経過

平成26年

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 6月4日   | 申立書提出<br>審査開始決定             |
| 6月25日  | 答弁書提出                       |
| 7月9日   | 第1回調査〔争点整理等〕                |
| 7月22日  | 第2回調査〔争点整理等〕                |
| 8月4日   | 申立ての追加                      |
| 8月27日  | 第3回調査〔争点整理等〕<br>申立ての追加(2回目) |
| 9月17日  | 第4回調査〔争点整理等〕                |
| 9月29日  | 申立ての変更                      |
| 10月21日 | 第5回調査〔争点整理等〕                |
| 11月18日 | 第6回調査〔争点整理等〕                |

平成27年

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 1月22日 | 第7回調査〔争点整理等〕<br>第1回審問〔証人尋問(申立人側申請)〕 |
|-------|-------------------------------------|

2月24日	第2回審問 [証人・当事者尋問 (申立人側申請)]
3月24日	第3回審問 [当事者尋問 (被申立人側申請)]
4月16日	第4回審問 [当事者尋問 (被申立人側申請)]
	第8回調査 [和解協議]
5月14日	最後陳述書提出
5月28日	第5回審問 [最後陳述]
	第9回調査 [和解協議]
<p>本件の証人等の総数は7名、所要日数は359日であった。</p>	

(2) 平成27年(不)第1号 両馨酒造事件 -第209号-

当事者	申立人	被申立人
	X労働組合	Y株式会社
<p>本事件は、下記のとおり、団体交渉に係る部分(下記ア)と不利益取扱いに係る部分(下記イ)の審査を分離した。</p>		

ア 平成27年(不)第1号の1 両馨酒造(団交拒否)事件

<p><b>請求する救済内容の要旨</b></p> <p>被申立人は、組合からの団体交渉申入れを拒否せず、誠実に対応すること。</p>
<p><b>申立ての概要</b></p> <p>平成27年6月4日に組合が申し入れた団体交渉を拒否するなどの社長の対応は、団体交渉拒否である。(労組法第7条第2号該当)</p>
<p><b>審査経過</b></p> <p>9月1日 申立、審査開始決定</p> <p>9月17日 申立ての追加</p> <p>10月2日 答弁書提出</p> <p>10月6日 第1回調査 [争点整理]</p> <p>11月10日 第2回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告</p> <p>12月10日 第3回調査 [審査計画]</p> <p>第1回審問 [職権 審査委員長による尋問]</p> <p>事件解決のための勧告</p>

## イ 平成27年（不）第1号の2 両馨酒造（不利益取扱い）事件

### 請求する救済内容の要旨

- 1 被申立人は、平成27年5月28日労働委員会で締結した岩労委平成26年（不）第1号事件の和解協定書のうち、第3項、第4項、第5項(1)、第6項(1)、第7項(1)、第9項(2)、第10項、第11項を直ちに履行すること。
- 2 被申立人は、副委員長A2、書記長A3、組合員A4及びA5に対する平成27年6月15日付けの復職辞令で新たに命令した業務を取消し、直ちに元の担当業務、元の担当エリア、元の机に戻し復帰させること。  
また、今後組合員に対する報復を目的とした業務命令、合理的理由のない業務命令は止めること。
- 3 被申立人は、再度、組合と雇用延長について協議し、雇用延長に関する規程を作成すること。
- 4 被申立人は、和解協定書で実施を決めた労使事前協議会（仮称）開催に向けた協議及び労使事前協議会を開催すること。
- 5 被申立人は、平成26年8月1日から平成27年5月31日までの期間、前副委員長のA6に合理的理由なく週3日の勤務を命じたことによる収入減少に対し、この期間の欠勤控除合計額564,494円を支払うこと。  
また、今後組合員に対する雇用延長での差別を止めること。
- 6 被申立人は、A6に対する平成27年8月1日以降の雇用延長での差別（就労時間、雇用期間、賃金、業務内容）や不利益取扱いを止める（非組合員の雇用延長者等と同等の待遇をする）こと。
- 7 被申立人は、A2、A3、A4及びA5に対する排除行為若しくは隔離行為を直ちに止め、配転前の机を使用させること。  
また、今後組合員に対する排除行為や隔離行為の嫌がらせは止めること。
- 8 被申立人は、平成27年9月5日にA6に送付した雇用関係終了通知書を取り消すこと。また、同年8月1日から復職するまでの間の給与補償として、更新前の基本給と手当を支給すること。

## 申立ての概要

### 1 和解協定の不履行

平成27年5月28日に締結したA2、A3、A4及びA5の復職等に関する和解協定を社長が遵守せず不当労働行為を継続していることは、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

### 2 業務命令による不当労働行為の継続

業務命令によりA2、A3、A4及びA5を焼酎の詰め作業等に従事させたことは、和解協定の不履行であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

### 3 排除・隔離行為

平成27年6月15日、和解協定によって復職した組合員A2、A3、A4及びA5について以前使用していた机を使用させず、机を2階の別部屋に配置したことは、排除行為及び隔離行為であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

### 4 組合員A6の就業制限(平成26年分)

平成26年8月1日から平成27年5月31日までの組合員A6に対する就業制限(週3日就業)は、非組合員との差別が明らかであり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

### 5 組合員A6の就業制限(平成27年分)

平成27年7月31日に組合員A6に対する雇用条件を提示する等の社長の行為は、非組合員との差別であり、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

### 6 組合員A6に対する雇用関係終了通知書

会社が組合員A6に送付した雇用関係終了通知書は、組合員に対する不利益取扱いである。(労組法第7条第1号該当)

## 審査経過

9月1日 申立、審査開始決定

9月17日 申立ての追加

10月2日 答弁書提出

10月6日 第1回調査 [争点整理]

11月10日 第2回調査 [争点整理]、審査分離、事件解決のための勧告

12月10日 第3回調査 [争点整理]、事件解決のための勧告



## 第4節 再審査事件

### 1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、労働組合法第27条の15第1項及び第2項の規定に基づき、命令書写しの交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査を申し立てることができる。

最近5か年における当委員会を初審とする再審査事件の係属状況は、3-10表のとおりである。

平成27年は、当委員会を初審とする再審査事件の係属事件はなかった。

(3-10表) 再審査事件の係属件数

年次	係属件数			終 結 件 数								次年繰越し件数
	前 年 繰 越 し	新 規 申 立 て	計	取下げ・和解			命 令 ・ 決 定			計		
				取 下 げ	和 解		棄 却 ( 初 審 維 持 )	初 審 変 更			決 定	
					無 関 与	関 与		一 部	全 部			
23	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
24	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26	-	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## 第5節 行政訴訟事件

### 1 概 況

当事者が、労働委員会の発した命令に不服のある場合、使用者は労働組合法第27条の19第1項の規定により命令書写しの交付の日から30日以内に、労働組合又は労働者は行政事件訴訟法第8条第1項及び第14条第1項の規定により6か月以内に命令の取消訴訟を提起できる。

現在、係属している当委員会命令に係る命令取消訴訟事件はない。

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

最近 5 か年における、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の取扱状況は、4-1 表のとおりである。

平成27年の取扱件数はない。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1 表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率 (%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
23	あっせん			0				0	0	—
24	あっせん		2	2		1	1	2	0	0.0
25	あっせん			0				0	0	—
26	あっせん		5	5	3	2		5	0	100.0
27	あっせん			0				0	0	—

- 注) 1 ( ) は、前年から繰り越した件数で内数である。  
 2 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則65Ⅱ）の件数を除いて算出したものである。  
     ※解決率＝解決 ÷ (解決＋打切り＋不調)  
 3 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

#### (4-2表) 産業別、企業規模別申請件数（新規）

年 次		23	24	25	26	27
調 整 区 分		—	あつせん	—	あつせん	—
新規申請件数		0	2	0	5	0
産 業 別	製造業 飲料・たばこ・飼料製造業				1 (1)	
	情報通信業 情報サービス業		1 (1)			
	運輸業、郵便業 道路旅客運送業 郵便業				2 (1) (1)	
	卸売業, 小売業 その他の小売業		1 (1)			
	教育, 学習支援業 学校教育				1 (1)	
	医療, 福祉 社会保険・社会福祉・介護事業				1 (1)	
	企業規模別	1 ~ 19人 20 ~ 49人 50 ~ 99人 100 ~ 299人 300 人以上		1 1		2 1 1 1

注) ( ) は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
調整区分 調整事項	—	あつせん	—	あつせん	—
組合承認・組合活動				1	
賃金等		3			
賃金増額		(1)			
一時金		(1)			
諸手当					
その他賃金		(1)			
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
給与以外の労働条件				1	
労働時間				(1)	
経営又は人事				3	
配置転換				(1)	
その他の経営人事				(2)	
団交促進				2	
その他				1	
合計	0	3	0	8	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。  
2 ( ) は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
区分 構成	—	あつせん	—	あつせん	—
公1人、労1人、使1人		2		4	
公2人、労1人、使1人					
指名なし				1	
合計	0	2	0	5	0

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件(前年からの繰越しを含む)の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次	23	24	25	26	27	
調整区分	—	あつせん	—	あつせん	—	
係属日数	1日~10日					
	11日~20日					
	21日~30日					
	31日~60日		1		3	
	61日~90日		1		1	
	91日以上				1	
	計	0	2	0	5	0
	平均日数	—	60.5	—	60.0	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

最近5か年における調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む）の所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次		23	24	25	26	27
調整区分		あっせん	—	—	あっせん	—
所要日数	1日～10日					
	11日～20日				1	
	21日～30日				3	
	31日～60日		2			
	61日～90日					
	91日以上					
	計	0	2	0	4	0
	平均日数	—	40.0	—	23.8	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

平成27年における、労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は、4-7表のとおりであり、平成27年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
23							3	3
24							2	2
25							2	2
26							2	2
27							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は、4-8表のとおりであり、平成27年の件数は28件である。

終結状況は、解決26件、打切り1件となっている。

なお、関与の度合いは、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守ったものである。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せん 行 移	繰越し	計
23	3	26	29	20	3		6	29
24	6	26	32	29	3			32
25		26	26	23	2		1	26
26	1	26	27	24	1		2	27
27	2	26	28	26	1		1	28

注) 1件の予告通知に基づき、複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

最近5か年における、個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の取扱状況は、4-9表のとおりである。

平成27年の取扱件数は8件であった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
23		2	2		1		1	1	—
24	1	3	4	3	1		4		100.0
25		3	3	1		1	2	1	50.0
26	1	1	2	2			2	0	100.0
27		8	8	1	1	5	7	1	16.7

注) 1 解決率は、終結件数から取下げの件数を除いて算出したものである。

※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。



## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-10表のとおりである。

平成27年新規申請事件の産業別内訳は、建設業が4件、製造業が1件、医療、福祉が1件、サービス業（他に分類されないもの）が2件となっており、企業規模別では従業員数1～9人が1件、10～49人が3件、50～99人が3件、500人以上が1件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数（新規）

年 次		23	24	25	26	27
新規申請件数		2	3	3	1	8
産 業 別	建設業		1			4
	職別工事業					(3)
	設備工事業					(1)
	総合工事業		(1)			
	製造業	1	1			1
	食料品製造業					(1)
	印刷・同関連業		(1)			
	化学工業	(1)				
	運輸業, 郵便業	1				
	郵便業	(1)				
医療, 福祉		1	1	1	1	
医療業		(1)			(1)	
社会福祉				(1)		
介護事業			(1)			
サービス業(他に分類されないもの)				2		
その他の事業サービス業				(1)	(2)	
政治・経済・文化団体				(1)		
企 業 規 模 別	1 ～ 9 人		2	1		1
	10 ～ 49 人			1	1	3
	50 ～ 99 人		1			3
	100 ～ 299 人					
	300 ～ 499 人	1				
	500人以上	1		1		1

注) ( ) は、内数である。

(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-11表のとおりである。

平成27年の新規申請事件のあっせん事項は、「経営又は人事」に関するものが9件、「賃金等」に関するものが4件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
あっせん事項					
経営又は人事	1	2	2	1	9
解雇			(1)		(5)
配置転換、出向・転籍					(1)
復職				(1)	(1)
懲戒処分					(1)
退職	(1)	(1)			
その他経営又は人事		(1)	(1)		(1)
賃金等		2			4
賃金未払					(1)
賃金減額		(2)			(2)
諸手当					(1)
その他	1	1	1		

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-12表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	23	24	25	26	27
構成					
公1人、労1人、使1人		3	2		6
公2人、労1人、使1人				1	
使1人			1		
指名なし					2
合計	0	3	3	1	8

注) 「使1人」は、使用者側委員のみをあっせん員に指名したまま次年繰越しとなった事件に係るものである。

#### (4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む）の係属日数の状況は、4-13表のとおりであり、平成27年に終結した事件の平均係属日数は45.9日となっている。

(4-13表) 係属日数別件数

年次		23	24	25	26	27
係属日数	1日～10日	1	1			
	11日～20日		1	1		1
	21日～30日		1	1		2
	31日～60日				1	1
	61日～90日					3
	91日以上		1		1	
	計	1	4	2	2	7
	平均日数	4.0	48.5	23.5	69.0	45.9

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

#### (5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む）の所要日数の状況は、4-14表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年次		23	24	25	26	27
所要日数	1日～10日		2	1		1
	11日～20日		1	1		1
	21日～30日				1	
	31日～60日					4
	61日～90日				1	
	91日以上					
	計	0	3	2	2	6
	平均日数	—	8.7	12.0	53.0	36.5

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

平成 27 年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-15 表のとおりである。

(4-15 表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-1 (32)	(申請日) 27.4.28 (終結日) 27.5.21	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> サービス業 (50~99 人) <b>【あっせん事項】</b> 雇止め、賃金・手当 <b>【あっせん回数】</b> 0 回 <b>【経過】</b> 労働者が雇止めされたこと及び未払賃金の存在を主張して、雇止めの撤回と未払賃金の支払いを求めたもの。 当事者間の自主交渉が不十分であったほか、使用者が期間満了による退職であること及び不当な賃金未払いは存在しないことから、交渉をしても歩み寄るところがないとして、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせんは不開始となった。	—
	不開始		—
	24 (一)		—
27-2 (33)	(申請日) 27.6.24 (終結日) 27.8.24	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 製造業 (50~99 人) <b>【あっせん事項】</b> 復職 <b>【あっせん回数】</b> 1 回 <b>【経過】</b> 私傷病による休職後、労働契約を変更して半日勤務をしていた労働者が、フルタイム労働可能との診断を受けたことから、使用者に復職を求めたところ、明確な回答が得られないまま相当期間が経過したため、その期間について、金銭的補償を求めたもの。 あっせんでは、合意可能な金額の調整を図ったが、両当事者から提示された金額の隔たりが大きく、あっせん員による説得を経ても歩み寄りが見られなかったため、あっせんは打ち切りとなった。	(公)長谷川 (労)八幡 (使)佐藤
	打ち切り		27.7.10
	62 (46)		27.7.10

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-3 (34)	(申請日) 27.8.20 (終結日) 27.9.18	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> サービス業 (50~99 人) <b>【あっせん事項】</b> 解雇 <b>【あっせん回数】</b> 0 回 <b>【経過】</b> 有期労働者が能力不足を理由に契約期間満了前に解雇されたことについて、能力不足の原因は同僚Aのパワハラ行為にあると主張して、本来の契約期間満了までの賃金の支払いを求めたもの。 使用者は、同僚Aの行為は業務指導の範囲内であること、能力不足は事実であることを主張するとともに、金銭的譲歩の余地はないとして、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打ち切りとなった。	(公)宮 本 (労)菅 野 (使)秋 井
	打ち切り		27.9.1
	30 (18)		
27-4 (35)	(申請日) 27.9.30 (終結日) 27.12.2	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 医療・福祉業 (500 人以上) <b>【あっせん事項】</b> 雇止め、賃金・手当 <b>【あっせん回数】</b> 1 回 <b>【経過】</b> 労働者が、雇止めされたことや同僚との手当支給額の差額に納得できないことについて、補償金や手当の差額分の支給を求めたもの。 あっせんでは、使用者側から、規定の整備などに関して反省するとともに、今後は改善を図る旨の発言があったものの、金銭的譲歩はできないとしたため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者側の歩み寄りが見られず、あっせんは打ち切りとなった。	(公)長谷川 (労)柴 谷 (使)佐 藤
	打ち切り		27.10.15
	64 (49)		

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-5 (36)	(申請日) 27.10.1 (終結日) 27.11.27	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 建設業 (9人以下) <b>【あっせん事項】</b> 解雇 <b>【あっせん回数】</b> 0回 <b>【経過】</b> 労働者が、会社の業績不振を理由に解雇されたことについて、金銭的補償を求めたもの。 被申請者は、業績不振は事実であること、解雇予告手当や未払い賃金など、支払うべきものは全て支払っていることを主張して、あっせん不応諾の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打ち切りとなった。	(公)本 田 (労)古 門 (使)藤 元
	打ち切り		27.10.15
	58 (44)		
27-6 (37)	(申請日) 27.10.5 (終結日) 27.10.21	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 建設業 (10~49人) <b>【あっせん事項】</b> 賃金・手当、配置転換、降格 <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、会社から提示された大幅な賃金減額、配置転換及び降格について、その撤回を求めたもの。 あっせんでは、現在の職場環境等を考慮して、あっせん員から金銭解決を打診したところ、両当事者とも了解したため、金額や支払方法等を調整し、あっせん案を提示したところ、双方とも受諾して、事件は解決した。	(公)官 本 (労)八 幡 (使)藤 原
	解決		27.10.13
	17 (9)		

事件 番号 (通算)	年月日	概 要	あっせん員
	終結区分		指 名 年月日
	係属日数 (所要日数)		
27-7 (38)	(申請日) 27. 10. 14 (終結日) 27. 12. 18	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 建設業 (10~49 人) <b>【あっせん事項】</b> 懲戒処分、賃金・手当 <b>【あっせん回数】</b> 0 回 <b>【経過】</b> 労働者が、賃金減額、パワハラ及び懲戒解雇されたことについて、金銭の支払いを求めたもの。 被申請者は、事務局による事前調査も含めて、あっせん手続には応じない旨の意向を示したため、あっせん員による説得を行ったが、被申請者の意向に変化はなく、あっせんは打切りとなった。	(公)本 田 (労)菅 野 (使)秋 井
	打切り		
	66 (53)		
27-8 (39)	(申請日) 27. 12. 25 (終結日) —	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 建設業 (10~49 人) <b>【あっせん事項】</b> 解雇 <b>【あっせん回数】</b> 0 回 <b>【経過】</b> 労働者が、納得のいかない理由で解雇されたことについて、解雇理由の再提示及び金銭の支払いを求めたもの。 平成 27 年内に終結せず、翌年に繰り越した。	—
	繰越		
	— (—)		

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあっせん開始(あっせん員指名)から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

近年の労働相談件数及び労働相談内容別件数の状況は、4-16表のとおりである。平成27年の労働相談件数は、前年と比較して53%増加しており、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-16表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		23年	24年	25年	26年	27年
相談件数		99	95	174	185	283
相談内容	組合関係	2	4	7	10	12
	団体交渉	3	1	5	3	3
	解雇	14	8	18	10	28
	配置転換、出向・転籍	3	3	7	4	12
	復職	0	0	0	2	2
	懲戒処分	2	2	4	4	4
	退職	17	14	14	19	30
	賃金・手当	39	27	49	54	55
	労働契約	2	0	18	21	12
	労働時間	7	3	9	14	26
	休日・休暇・休業	2	2	16	14	24
	社会保険・労働保険	5	3	20	23	22
	セクハラ	0	1	2	1	1
	パワハラ・嫌がらせ	19	17	34	25	46
その他	14	21	30	46	89	

注) 1 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

2 各年の相談内容別の件数は、平成27年の区分の見直しに伴い、改めて集計した件数である。

### 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の労働相談需要に対応するとともに、労働委員会を県民に広くPRし、あっせん制度の利用機会を拡大することを目的として、4-17表のとおり出前無料労働相談会を県内12箇所で開催し、21件の相談があった。また、平成27年10月からは月例無料労働相談会を4-18表のとおり開催し、2件の相談があった。



(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月22日(日) 午後1時～4時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)秋井
3月1日(日) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)本田 (労)古門 (使)佐藤
6月21日(日) 午後1時～4時	遠野市 (遠野地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)八幡 (使)藤元
6月27日(土) 午後1時～4時	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)宮本 (労)柴谷 (使)藤原
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにや ーと)	(公)小野寺 (労)菅野 (使)花上
6月28日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)本田 (労)鈴木 (使)秋井
	大船渡市 (大船渡地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)古門 (使)佐藤
10月4日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (アイーナ・いわて県民情報 交流センター)	(公)宮本 (労)八幡 (使)藤原
10月4日(日) 午後1時～4時	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)本田 (労)菅野 (使)佐藤
10月17日(土) 午後1時～4時	釜石市 (イオンタウン釜石)	(公)小野寺 (労)菅野 (使)秋井
	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)岡田 (労)柴谷 (使)花上
10月18日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上市市民交流プラザ)	(公)長谷川 (労)鈴木 (使)藤元

※ 10月4日(盛岡市)は岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催したもの。

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
10月16日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)小野寺 (労)柴谷 (使)秋井
11月27日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)長谷川 (労)古門 (使)藤元
12月18日(金)	盛岡市 (岩手県庁)	(公)宮本 (労)古門 (使)藤原

※ 相談時間はいずれも午後1時15分～午後2時45分(前日の正午まで予約。先着2名)

## 第5章 活性化

### 1 主な取組内容

- (1) 平成27年度においては、労働委員会の認知度向上に向けた制度周知の取組として、平成26年度に本県労働委員会が独自に作成した、公労使三者構成の特長等を掲載するポスター・チラシやのぼり旗を、ハローワークや商工団体等の関係機関、スーパー、コンビニ等に広く掲示、配架などするとともに、広報媒体やホームページ、就職情報誌などを活用したPR活動を積極的に行った。
- (2) また、制度周知と併せて、特に県民サービスの向上につながる取組として、「労働相談専用フリーダイヤル」を引き続き運用するとともに、委員が県内12地区に出向いて土日に開催する「出前無料労働相談会」、労働者・経営者団体に出向いて紛争解決のポイント等を紹介する「出前講座」を実施したほか、遠隔地にある事業所所在地での「現地あっせん」や「夜間あっせん」を実施するなど、県民の利便への配慮にも努めた。
- (3) さらに、今年度が労働委員会制度創設70周年となるのを契機として、平成27年10月の「個別労働紛争処理制度周知月間」に合わせ、「月例無料労働相談会」、「学校での出前講座」を開始した。また、同周知月間の取組として、県内大手バス会社2社の路線バス全車両への「バス車内広告」も実施したところ。
- (4) 労働委員会内部における取組としては、平成27年10月から新たに、資質の向上に向けて、終結した事件についての委員間の情報共有やノウハウの蓄積に資する「審査・あっせん等終結事案研修会」や、労働相談の概要の定例総会への月例報告を開始するとともに、「委員による講話」を年間3回開催することとした。
- (5) 労働委員会への労働相談件数は、平成25年度のフリーダイヤル設置以降大幅に増加したが、上記のような積極的なPR活動等の取組のほか、制度創設70周年を契機とした新たな取組の開始に向けた記者会見（発表者：会長や労使委員等）の実施によりマスコミに多くの記事が掲載されたことなどから、今年度の労働相談件数が前年度を大きく上回るなど増加傾向が継続しているほか、個別労働関係紛争に係る申請件数も今年度増加するなど、労働委員会の認知度は徐々にではあるが、高まってきているものと考えられる。

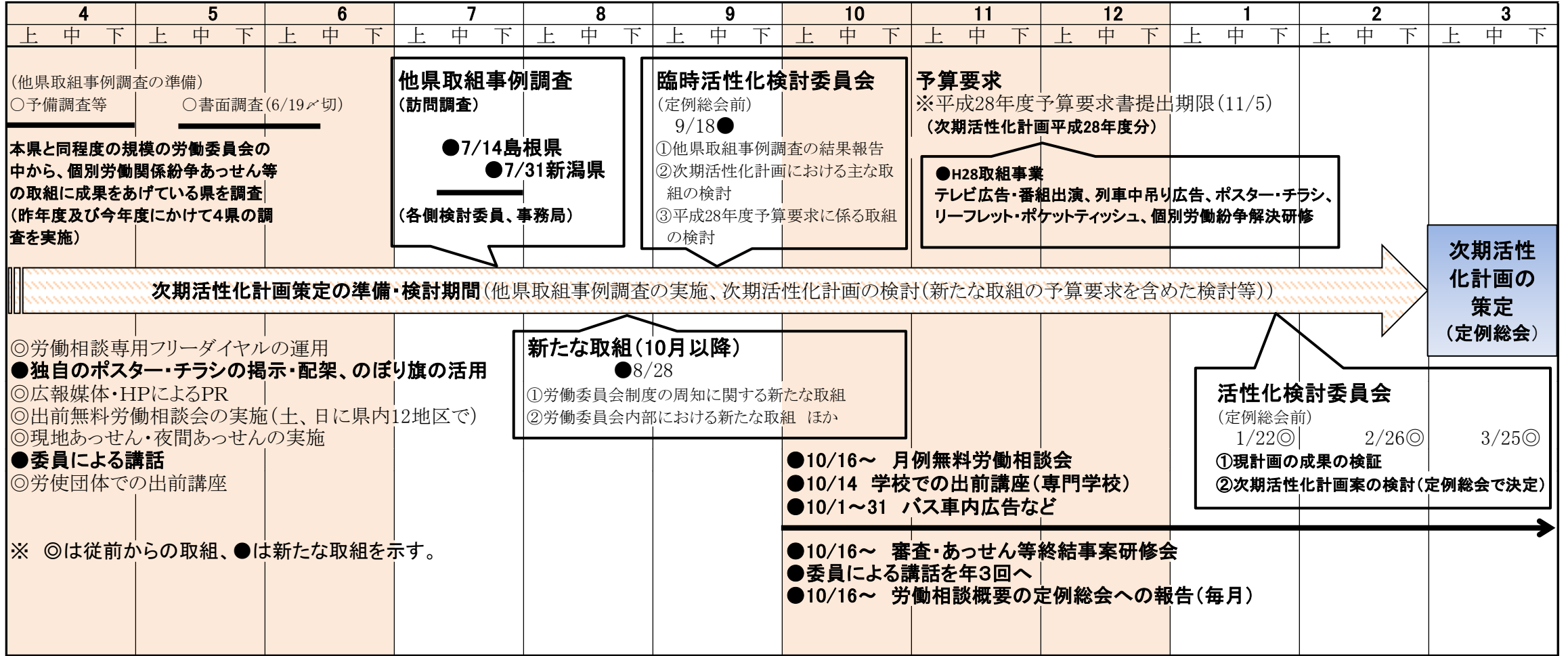
### 2 今後の取組

- (1) 平成27年度中に策定する次期活性化計画においても、引き続き、制度の周知をはじめ、各分野の取組を積極的、計画的に実施しながら、県民にとってより身近で利用しやすい機関となるように努めていくものとする。
- (2) また、次期計画の初年度となる平成28年度においては、平成27年9月の臨時総会で決定したとおり、ポスター・チラシの掲出、配架等の継続や、労働委員会独自のテレビ広告の実施など、積極的に制度の周知を図るとともに、一層の資質の向上を図るため、全国労働基準関係団体連合会が主催する個別労働紛争解決研修（応用研修）等に委員及び事務局職員を計画的に派遣することなどを予定している。

(参考)

# 平成27年度労働委員会活性化の取組と今後の方向(概要)

(H27.12.31)



## 他県取組事例調査[班編成]

調査先	高知県	徳島県	島根県	新潟県
調査日	27.1.26	27.1.27	27.7.14	27.7.31
調査者	小野寺会長・長谷川委員	小野寺会長・長谷川委員	長谷川委員長 八幡委員 佐藤委員	小野寺会長 古門委員 藤元委員
事務局	齋藤事務局長 齊藤主査・菊池主査	齋藤事務局長 齊藤主査・菊池主査	花山参事 菅原主査	齋藤事務局長 高橋主任主査



# 資 料 編

1 不当労働行為（不公正労働行為）事件数

(1) 不公正労働行為事件（昭和21年～昭和24年）

区分 年別	取扱件数							終結件数						次年 繰越 件数		
	前 年 繰 越 し	新規申立て				計	合 計	処 罰 請 求	打 切 り	勸 告 和 解	自 主 解 決	警 告	合 計			
		申立人別													該当法条別	
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	職 権										旧 労 組 法 十 一 条	旧 労 調 法 旧 十 四 条
昭21		1				1	1			1			1			
22			2	1		2	3			2	1		3			
23		1	1		2	3	4	1	1		1		3	1		
24	1	2	1		1	4	4		1	2	1	1	5			
計	—	4	4	1	3	10	12	—	1	2	5	3	1	12	—	

(2) 不当労働行為事件（昭和24年～平成27年）

区分 年別	取扱件数													終結件数						次年 繰越 件数																
	前 年 繰 越 し	新規申立て											合 計	取下・和解				命令・決定			合 計															
		申立人別			労働組合法第7条該当号別									小 計	取 下 げ	和解		救済				棄 却	却 下													
		組 合	個 人	組 合・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部												
昭24		3	1		2								2									4	4	1	2								3	1		
25	1	1	5		5								1										6	7	1		3	1			2			7		
26		1	1		1																	2	2	1	1									2		
27		1	2		1								1									3	3		1	1								2	1	
28	1	1	2		1								2									3	4	1		1	1							3	1	
29	1	1											1									1	2	1										1	1	
30	1	3	1		1		2						1									4	5	1	2	2								5		
31			1		1																	1	1											1		
32		1			1																	1	1											1		
33			1		1																	1	1											1		
34		7				1	2						2									7	7			2	1	1						4	3	
35	3	2					1						1									2	5		1	4								5		
36		3				1							1		1							3	3		1	1								2	1	
37	1	2			1								1									2	3	1	1	1								3		
38		4	1		1		3															5	5		3				1	1				5		
39		1	1		2																	2	2			1								1	1	
40	1	2											1									2	3			1								1	2	
41	2	2		1									3									3	5				1							1	4	
42	4	1		4	4																	5	9			1(1)								1	8	
43	8	2		2	1	1							1	1								4	12	2		1	1							4	8	
44	8	4		8	10		1						1									12	20		1	3								4	16	
45	16	1	1	3	1								4									5	21		11	1								12	9	
46	9			1	1																	1	10		2									2	8	
47	8																						8		1	1	1(1)							3	5	
48	5	2		2	2																	4	9		2	1								3	6	
49	6	5		2	1	4							1									7	13		2	1			1					4	9	
50	9	4		1		1								3								5	14		1	1	1	1						4	10	
51	10	1		2	1		1															3	13		1	1	3							5	8	
52	8	2	1	1	1																	4	12	1										1	11	
53	11	3					1						1									3	14				6								6	8
54	8	8		1	1	2	2						1	2								9	17	2											2	15

区分 年別	取扱件数													終結件数							次年 繰越 件数				
	前 年 繰 越 し	新規申立て											合 計	取下・和解			命令・決定					合 計			
		申立人別			労働組合法第7条該当号別									小 計	取 下 げ	和解		救済		棄 却			却 下		
		組 合	個 人	組 合 ・ 個 人	1	2	3	4	1 ・ 2	1 ・ 3	1 ・ 4	2 ・ 3				1 ・ 2 ・ 3	無 関 与	関 与	全 部					一 部	
昭55	15	4			1					1		2		4	19	1	2	4					7	12	
56	12	3	1	1		1				2		1	1	5	17	1					2			3	14
57	14	5					1			2		1	1	5	19	2	2	2			1			7	12
58	12	9				1	2			1	3		2	9	21		2	2						4	17
59	17	11		1	2	7	2						1	12	29	4	6	5						15	14
60	14	2			1					1				2	16		3	2	1					6	10
61	10	4		1	1	1				1		1	1	5	15	2		3						5	10
62	10	7				1				2			4	7	17		1	1	1					3	14
63	14	3					2			1				3	17				1					1	16
平元	16	3				1	1			1				3	19		1		6					7	12
2	12														12				4					4	8
3	8														8					1				1	7
4	7	2					1			1				2	9										9
5	9	1					1							1	10		1		1					2	8
6	8			1						1				1	9										9
7	9														9					1				1	8
8	8	1											1	1	9										9
9	9	2					2							2	11	1		1						2	9
10	9	4								1			3	4	13			2						2	11
11	11	4				1				2		1		4	15										15
12	15	2											2	2	17	1			1					2	15
13	15														15	1		4	2					7	8
14	8														8						1			1	7
15	7	1				1								1	8										8
16	8														8					1				1	7
17	7	2										2		2	9	1								1	8
18	8														8					1				1	7
19	7	1								1				1	8	4							3	7	1
20	1	1				1								1	2						2			2	
21		1				1								1	1				1					1	
22																									
23		1											1	1	1				(1)	1(1)				1	
24		1										1		1	1			1						1	
25		1				1								1	1										1
26	1	1											1	1	2				1					1	1
27	1	1								1				1	2			1						1	1
計	—	146	19	32	46	27	25			8	49	1	13	28	197	—	29	50	66	30	12	6	3	196	—

注) 括弧内の数字は、審査を分離し終結した件数である。

2 命令決定事件一覧表（命令決定年月日順）

整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
1	昭和24(不)7	岩手県行政整理事件	○		24. 8. 31	25. 5. 30	273	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、組合問題は必ず協議すること	棄 却	再審査(労)
2	25(不)4	五洋産業事件		2	25. 3. 18	25. 7. 5	110	1	原職復帰	全部救済	—
3	25(不)3	東北電気製鉄事件		1	25. 2. 17	25. 8. 5	170	1	解雇取消、原職復帰、命令確定までの身分保証、支配介入の排除	棄 却	—
4	27(不)3	日作開発興業事件	○		27.12.24	28. 3. 9	76	1・3	解雇取消、職場転換の取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	—
5	31(不)1	三陸石灰事件		1	31. 8. 11	31.10.11	62	1	原職復帰、バックペイ	全部救済	—
6	34(不)4	釜石漁連事件	○		34. 4. 13	34. 9. 25	166	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
7	34(不)1	ラサ工業事件	○		34. 3. 6	34. 9. 30	209	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)
8	38(不)1	岩手県南バス事件	○		38. 3. 13	38. 9. 30 (併合)	202	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
9	38(不)2		○		38. 3. 15		200	3	支配介入の排除、ポストノーティス	棄 却	再審査(労)
10	39(不)2	福井電器事件	○		39. 6. 4	41.10.14	863	1	新会社への採用、原職復帰、バックペイ	全部救済	再審査(使)
11	42(不)1	東北銀行事件	○	1	42. 1. 16	43. 9. 28	622	1	処分取消、原職復帰、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	—
12	41(不)1	岩手銀行事件	○		41. 3. 28	47.11.15	2,425	1・3	転勤の取消、昇給昇格の遡及実施、支配介入排除、不利益取扱禁止、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)
13	49(不)7	岩手銀行事件	○		49. 8. 31	49.12.27	119	1・2・3	不利益取扱禁止、団交応諾、支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使) (労)
14	45(不)5	総合花巻病院事件	○	1	45.12.12	50. 2. 26	1,538	1・3	解雇取消、原職復帰、バックペイ、支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)
15	50(不)2	県都交通事件	○		50. 1. 31	50. 3. 21	50	2	団交応諾	全部救済	—
16	49(不)4	県都交通事件	○		49. 5. 2	51. 9. 27	880	1・2	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、団交応諾、ポストノーティス	全部救済	行 訴(使)



整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
17	50(不)3	県都交通事件	○		50. 4. 4	51. 9. 27	543	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	全部救済	—
18	48(不)2	総合花巻病院事件	○	1	48. 4. 12	51. 10. 15	1,283	1	処分取消、不利益取扱禁止	一部救済	行 訴(使)
19	昭和54(不)1	岩手女子高等学校事件	○		54. 6. 21	56. 3. 28 (併合)	647	3	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
20	54(不)5		○		54. 9. 10		566	1	支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	
21	52(不)4	太平工業事件		8	52. 9. 20	57. 6. 28	1,743	1・3	配転命令の撤回、原職復帰、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
22	59(不)2	盛岡市農業協同組合事件	○		59. 5. 24	60. 5. 16	358	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
23	59(不)11	岩手第一自動車教習所事件	○		59. 10. 4	62. 12. 10	1,163	1	処分取消、ポストノーティス	全部救済	—
24	62(不)7	ヒノヤタクシー事件	○		62. 12. 23	63. 12. 27	371	2	団交応諾	全部救済	—
25	62(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		62. 6. 26	元. 5. 31 (併合)	706	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
26	62(不)2		○		62. 7. 9		693	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	
27	62(不)3		○		62. 8. 3		668	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、 ポストノーティス	全部救済	
28	62(不)6	日本貨物鉄道事件	○		62. 11. 18	元. 6. 22	583	1・3	夏季手当減額措置の撤回、 ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
29	62(不)5	東日本旅客鉄道事件	○		62. 11. 18	元. 8. 11	633	1・3	出向命令の撤回、原職復帰、夏季手当減額 措置の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
30	63(不)2	東日本旅客鉄道事件	○		63. 2. 19	元. 11. 9	630	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
31	63(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		63. 2. 2	2. 2. 23	753	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
32	平成元(不)1	岩手信用組合事件	○		元. 1. 26	2. 5. 25	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
33	元(不)3	江刺市事件	○		元. 3. 14	2. 9. 4	540	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
34	昭和62(不)4	東日本旅客鉄道事件	○		62. 8. 3	2. 12. 21	1,237	1・3	勤務指定等の撤回、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)

整理 番号	事件番号	事 件 名	申立人		申 立 年月日	終 結 年月日	処 理 数	労組法 第7条 該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立 状 況
			組合	個人							
35	63(不)3	ヒノヤタクシー事件	○		63. 11. 22	3. 3. 25	854	1・3	不利益取扱禁止、支配介入の排除、 ポストノーティス	一部救済	行 訴(使)
36	平成4(不)2	東日本旅客鉄道事件	○		4. 6. 1	5. 9. 28	485	3	支配介入の排除、ポストノーティス	全部救済	再審査(使)
37	6(不)1	盛岡市農業協同組合事件	○	1	6. 6. 6	7. 7. 31	421	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	一部救済	—
38	平成10(不)1	岩手牛乳事件	○		10. 5. 8	12. 3. 6	669	1・2・3	団交応諾、脱退強要禁止、不利益取扱禁 止、出向の取消、支配介入の排除	全部救済	—
39	11(不)1	岩手自動車学校事件	○		11. 1. 13	13. 6. 21 (併合)	891	2	団交応諾	全部救済	行 訴(使)
40	11(不)2		○		11. 4. 20		794	1・4	原職復帰、バックペイ、不利益取扱禁止	全部救済	
41	4(不)1	東日本旅客鉄道事件	○		4. 3. 25	14. 3. 27	3,655	1・3	昇進差別の是正、バックペイ、 支配介入の排除、ポストノーティス	棄 却 (一部却下)	再審査(労)
42	15(不)1	花巻東高等学校事件	○		15. 11. 4	16. 11. 18	381	2	団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
43	17(不)2	盛岡精神病院事件	○		17. 7. 14	18. 6. 15	337	2・3	脱退強要の禁止、支配介入の排除、 団交応諾、ポストノーティス	一部救済	再審査(使)
44	昭和48(不)4	岩手県医療局事件	○	1,394	48. 10. 9	19. 2. 27	12,195	1・2・3	バックペイ、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
45	50(不)1		○	14	50. 1. 14		11,733	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
46	51(不)3		○	19	51. 6. 2		11,228	1・3	処分取消、不利益取扱禁止、 支配介入の排除、ポストノーティス	却 下 (一部取下げ)	—
47	51(不)1		○	1	51. 1. 28		11,472	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
48	52(不)2	岩手県職現業事件	○	3	52. 8. 18	19. 6. 25	10,904	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
49	56(不)1		○	3	56. 2. 27		9,615	1・3	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止、 ポストノーティス	取 下 げ (一部却下)	—
50	61(不)1		○	2	61. 2. 10		7,806	1	処分取消、バックペイ、不利益取扱禁止	取 下 げ (一部却下)	—

整理番号	事件番号	事件名	申立人		申立年月日	終結年月日	処理数	労組法第7条該当号	請求する救済の内容	終結状況	不服申立状況
			組合	個人							
51	19(不)1	新山根温泉振興協会事件	○		19. 6. 6	20. 6. 30	391	1・2	不利益取扱禁止、誠実団交応諾	棄却	再審査(労)
52	20(不)1	一関修紅高等学校事件	○		20. 1. 4	20. 6. 30	179	2	団交応諾、ポストノーティス	棄却	—
53	21(不)1	花巻ふれあいの里福祉会事件	○		21. 6. 22	21. 12. 11	173	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
54	23(不)1	両磐酒造事件 (分離)	○		23. 2. 9	23. 6. 20	132	2	団交応諾、ポストノーティス	全部救済	—
						23. 9. 13	217	1・3	不利益取扱禁止、年末一時金支給、支配介入の排除、ポストノーティス、謝罪	一部救済	—
55	25(不)1	大雪りばあねっと事件	○		25. 5. 31	26. 1. 26	241	2	団交応諾	全部救済	再審査(使)

(注) 1 「請求する救済の内容」欄のポストノーティスは、文書掲示を意味し、文書交付や文書の新聞等への掲載を含む。

2 「終結状況」欄の「全部救済」とは、命令書主文中に棄却又は却下部分を含まない場合をいう。

また「一部救済」とは、命令書主文に救済部分の外、棄却又は却下部分を含む場合をいう。

ただし、併合された事件については、各々の申立事件ごとの棄却又は却下部分の有無により表示している。

3 労働争議の調整事件数（昭和21年～平成27年）

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																													
				あ っ せ ん						調 停						仲 裁																	
	件 数			取 扱 結 果					件 数			取 扱 結 果					件 数			取 扱 結 果													
	繰 越 し	新 規	計	繰 越 し	新 規	計	規 6 5	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 0	移 管	取 下 げ	解 決	不 調	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 9	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り	繰 越 し		
昭 21		2	2		2	2				2																							
22		10	10		7	7				6	1			3	3							3											
23	3	32	35		25	25				1	17	4	3	7	10	2	1		2	3	1	1											
24	4	19	23	3	19	22				2	20		1		1																		
25		17	17		15	15				2	13			2	2				1														
26		17	17		16	16					14	2		1	1			1															
27		17	17		17	17				1	14	1	1																				
28	1	22	23	1	21	22				4	15	3		1	1			1															
29		15	15		14	14				2	10	1	1	1	1				1														
30	1	18	19	1	18	19				2	14	2	1																				
31	1	(1) 18	(1) 19	1	(1) 18	(1) 19				(1) 13	5	1																					
32	1	(1) 13	(1) 14	1	(1) 13	(1) 14				1	(1) 9	4																					
33		(1) 12	(1) 12		(1) 12	(1) 12					(1) 8	4																					
34		19	19		19	19					15	4																					
35		10	10		10	10				1	9																						
36		(4) 23	(4) 23		(4) 23	(4) 23				1	(4) 17	5																					
37		(3) 20	(3) 20		(3) 19	(3) 19				1	(3) 12	6		1	1					1													
38		(3) 30	(3) 30		(3) 28	(3) 28	1		6	(2) 14	(1) 7		2	2					2														
39		(11) 33	(11) 33		(11) 32	(11) 32			2	(6) 17	(5) 12	1		1	1				1														
40	1	(10) 28	(10) 29	1	(10) 22	(10) 23			6	(5) 8	(5) 9			5	5		2		3					1	1							1	
41	1	(7) 20	(7) 21		(6) 16	(6) 16			2	(4) 9	(2) 5			(1) 3	(1) 3				(1) 2			1	1	1	2				1		1		
42	2	31	33		29	29			14	9	4	2	1	2	3					1		2	1	1									
43	4	(1) 24	(1) 28	2	(1) 23	(1) 25			8	12	(1) 4	1	2	1	3																		
44	1	(8) 23	(8) 24	1	(4) 19	(4) 20			4	3	(4) 12	1		(4) 4	(4) 4				(4) 4														
45	1	21	22	1	18	19			8	10	1			3	3				3														

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																									
				あ っ せ ん										調 停							仲 裁								
	件 数			取 扱 結 果					件 数			取 扱 結 果				件 数			取 扱 結 果										
	繰越し	新 規	計	繰越し	新 規	計	規 6 5	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 7 0	移 管	取 下 げ	解 決	不 打 切 り	繰越し	繰越し	新 規	計	規 7 9	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り
46	0	(0) 23	(0) 23	0	20	(0) 20	1		3	6	10	0	0	3	(0) 3				2	1	0	0	0						0
47	0	(0) 23	(0) 23	0	18	(0) 18			6	3	9	0	0	5	(0) 5			1	3	1	0	0	0						0
48	0	(0) 19	(0) 19	0	19	(0) 19			10	3	6	0	0		(0) 0						0	0	0						0
49	0	(2) 32	(2) 32	0	(2) 28	(2) 28	1		9	(1) 6	(1) 11	1	0	4	(0) 4				4		0	0	0						0
50	1	(0) 32	(0) 33	1	29	(0) 30			2	15	13	0	0	2	(0) 2			1		1	0	0	1	1					1
51	1		14		13				7	5	1			1					1				1			1			
52			11		10		1			3	5	1		1					1										
53	1		40		41		1			18	10	1																	
54	1		20		21		1			8	13																		
55		(1) 8	(1) 8		(1) 8	(1) 8			2	3	(1) 2	1																	
56	1		23		24		1			8	5																		
57			26		25				11	3	7	4		1	1			1											
58	4	(1) 20	(1) 24	4	(1) 16	(1) 20			3	6	(1) 9	2		4	4			1		2	1								
59	2		22		24		2			9	6	5	4																
60	4		17		21		4			11	3	5	1		1					1									
61	1		19		20		1			7	7	5	1																
62	1		15		16		1			5	3	6	1		1														
63	2		7		9		1			3	3	2		1	1					1									
平 元			10		10					8	1		1																
2	1		7		8		1			7	7	4																	
3			3		3							2																	
4	2		3		5		2			3	1		1																
5	1		6		7		1			3	2		2																
6	2		5		7		2			4		2	1																
7	1		3		4		1			1	1		1		1						1								

区分 年別	取扱総件数			取 扱 種 別																																
				あ っ せ ん									調 停							仲 裁																
	件 数			取 扱 結 果						件 数			取 扱 結 果				件 数			取 扱 結 果																
	繰 越 し	新 規	計	繰 越 し	新 規	計	規 6 5	移 管	取 下 げ	解 決	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 0	移 管	取 下 げ	解 決	不 調	打 切 り	繰 越 し	繰 越 し	新 規	計	規 7 9	移 管	取 下 げ	裁 定	打 切 り	繰 越 し					
8	2	6	8	1	5	6			2	2		2	1	1	2					1	1															
9	2	9	11	2	9	11			2	7	1	1																								
10	1	7	8	1	6	7			6	1				1	1			1																		
11		4	4		4	4			1	2	1																									
12		4	4		3	3			1	2				1	1																					
13		3	3		3	3						3																								
14	3	8	11	3	8	11			4	5		2																								
15	2	6	8	2	5	7			1	4	2			1	1						1															
16		4	4		4	4						4																								
17	4	3	7	4	3	7			1	2	2	2																								
18	2	3	5	2	3	5			1	3	1																									
19		2	2		2	2				1	1																									
20		1	1		1	1					1																									
21		2	2		2	2					1	1																								
22	1	2	3	1	2	3	1			2																										
23																																				
24		2	2		2	2			1		1																									
25																																				
26		5	5		5	5			2	3																										
27																																				
合計	64	(54)973	(54)1,037	52	(49)905	(49)957	6	218	(28)438	(21)243	52	9	(5)65	(5)74	2	12	(5)31	14	6	9	3	3	6											1	2	3

注) 1 ( ) 書きは、職権調整事件数 (内数) を表す。

2 「取扱結果」欄の「規65Ⅱ」、「規70Ⅱ」及び「規79」は、それぞれ労働委員会規則第65条第2項、第70条第2項及び第79条による処理件数を表す。

4 個別労働関係紛争のあっせん事件数（平成14年～平成27年）

年別	区分	取扱件数			取扱結果					翌年繰越し
		前繰越し 年し	新規	計	解決	取下げ	打切り	不開始	計	
平	14		5	5	3	1			4	1
	15	1	2	3		2	1		3	
	16		2	2	2				2	
	17		7	7	6	1			7	
	18		1	1			1		1	
	19		2	2	1	1			2	
	20									
	21		1	1		1			1	
	22		2	2	1		1		2	
	23		2	2				1	1	1
	24	1	3	4	3			1	4	
	25		3	3	1		1		2	1
	26	1	1	2	2				2	
	27		8	8	1		5	1	7	1
合計		—	39	42	20	6	9	3	38	—

注) 岩手県労働委員会では、平成14年8月から「個別労働関係紛争のあっせん」業務を行っている。





# **労働委員会の活性化について**

## **～活性化検討委員会報告書～**

**平成 25 年 3 月**

**岩手県労働委員会 活性化検討委員会**

# 1 現状と課題

## (1) 労働委員会の取扱件数の現状

### ア 岩手県内の状況

本県の労働委員会その他関係機関で取り扱った労使問題の件数は、表 1-1 のとおりであり、労働委員会の取扱件数は、審査事件、調整事件ともに数件にとどまっている。また、個別労働関係紛争あっせん事件については、取扱件数がやや上向いているが、他の関係機関と比べて少ない状況にある。

表 1-1 「労働委員会その他関係機関の取扱件数」(岩手県)

年度	岩手県労働委員会				岩手労働局 (紛争調整 委員会あ っせん)	盛岡地裁 (労働審判)
	不当労働 行為事件	労働争議 調整事件	個別紛争 あっせん事件	相談件数		
20	2	1	1	35	67	11
21	1	2	0	98	52	11
22	1	3(1)	3	161	60	8
23	1(1)	0	1	87	24	5
24 (2/28 現在)	1	2	3	73	—	—

(注) 上記の ( ) 書き数値は、前年度からの繰越分であり、内数である。

### イ 北海道・東北各県の状況(個別労働関係紛争あっせん)

今後、増加が想定される個別労働関係紛争のあっせん事件について、北海道・東北各県における取扱件数は表 1-2 のとおりであり、本県はブロック内では少ない方にある。

表 1-2 「北海道・東北各県における個別労働関係紛争あっせん事件の取扱件数」

年度	北海道	青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
20	77	0	1	7	43	3	7
21	41	1	0	22	32	0	4
22	40	4	3	13	17	1	4
23	25	2	1	13	6	1	4
24 (2/28 現在)	24	5	5	2	8	2	0

## (2) これまでの取組

平成 16 年 1 月、個別労働関係紛争に係る労働相談について調査検討することを目的として「個別労働関係紛争に係る労働相談検討委員会」が設置された。

最近では、本委員会で労働相談に加えて労働委員会の活性化に係る取組の検討も行われ、表 1-3 のとおり、本県においても様々な活性化に関する取組が進められている。

なお、平成 25 年 1 月の定例総会において、名称を「活性化検討委員会」に改め、さらなる活性化の取組を進めることとなった。

表 1-3 本県における労働委員会活性化のこれまでの取組

区分		内容
認知度を高めつつ、紛争処理能力を維持する方策	認知度を高めるための方策	H Pの充実、県広報の活用、会長記者会見、関係機関へのリーフレットの配架、中央紙地方版への「雇用の悩みQ & A」の掲載、求人情報誌の活用、委員による労働相談会の実施、労使団体の会議・セミナーでの労委制度の紹介など
	委員・職員の資質の維持・向上を図るための方策	ブロック総会等の研修議題に係る委員全員での勉強会の実施、中労委等が開催する研修会の受講（委員、職員）、コーチング研修等の実施（職員）、他県労委の実地調査など
審査の迅速化・的確化のための取組・課題		審査期間の目標の見直し（団交事件6カ月、通常事件1年）、H Pに申請手続き・申請様式・記載例等の掲載 など
個別労働紛争の適切な解決の促進のための取組・課題		岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（労働局主催）への参加、労働局のあっせん打ち切り通知書への労働委員会リーフレットの同封、現地あっせん（実施地域）のルール化、当事者の希望によるあっせん時間の設定、委員による労働相談会の実施（再掲）、労使団体の会議・セミナーでの労委制度の紹介（再掲） など

（注）上記区分は、中労委の「労働委員会活性化のための検討委員会」の報告書によった。

### (3) 本県労働委員会の課題

#### ア 労働委員会制度の周知の拡充

利用者となるべき労働者、労働組合、使用者の労働委員会に対する認知度が低く、県民に対する労働委員会制度の周知の拡充が求められている。

#### イ 社会環境変化に対応した取組

労働組合組織率の低下、非正規雇用の増加などによる雇用環境の変化、個別労働関係紛争の増加等、労働委員会を取り巻く環境の変化に対応した取組が求められている。

#### ウ 委員及び職員の更なる資質向上

非正規雇用の増加や個別労働関係紛争の増加など、複雑、多様化する労働問題に対応するため、委員及び職員の更なる資質の向上が求められている。

#### エ 関係機関との協力連携の推進

活性化の取組を効果的に進めるにあたって、労働局等の他の機関との連携が求められている。

平成 24 年度には、各道県労働委員会における活性化の取組について事務局職員が現地調査を実施している。それぞれ取組内容は異なる部分もあるものの、いずれもその取組を徹底して継続しており、そのことが最も重要との報告を受けた。こうしたことから、本県においても、これまでの取組に必要な見直しを加えながら、継続して取り組んでいくとともに、他都道府県労委の取組も参考にして新たな取組にも積極的に取り組んでいくことが重要と考えられる。

## 2 基本的な考え方

これまでの取組や課題を踏まえ、本県における労働委員会活性化の基本的な考え方は、次のとおりとする。

### (1) 取組の基本方針

- ・ 県民にとって身近で利用しやすい組織となるように**労働委員会の認知度向上**を図る。
- ・ 認知度が高まることにより、労働委員会に持ち込まれる多様な労使問題に対応できるように、**委員及び職員の資質の向上並びに体制の充実**を図る。
- ・ これらの取組を効果的に推進するために、**他の関係機関との連携を強化**する。

今回定める活性化の取組は、3年間程度にわたり継続して実施することとし、毎年度その成果について検証と見直しを行いながら、段階的に進めていく。

### (2) 取組にあたっての留意事項

具体的な取組みを推進するに当たっては、次の点に留意しながら進める。

#### ア 労働組合・組織化されていない労働者への周知

最近では、労働委員会制度について十分に理解していない労働組合の役員も多い実態にあることから、制度を周知し、労使紛争の解決を支援していく必要がある。

更に、労働組合の組織率が低下していることから、労働組合に加入していない個々の労働者に対し、当労働委員会の労働相談、個別労働関係紛争のあっせん制度を周知し、個別労働関係紛争の解決を支援していく必要がある。

#### イ 中小企業経営者への周知等

従業員が少人数で組織化されていない企業の経営者が、労働問題について悩んでいるケースが散見されることや、労働相談においても、労働法について不案内な中小零細企業の経営者のもとで働いている労働者からの相談が多いことから、主に小規模企業を対象とした労働相談会等を開催し、労使紛争の発生を予防するとともに、労働委員会制度を周知し、労使紛争の解決を支援していく必要がある。

#### ウ 労使が利用しやすいような仕組みの整備

労使紛争にまで至らないような事案についても誰もが気軽に相談できるなど、労働委員会が県民にとって利用しやすい組織となるよう、その仕組みを整備していく必要がある。

### 3 具体的な取組

前項の「取組の基本方針」に基づく具体的な取組は次のとおりであり、特に増加が見込まれる個別労働関係紛争に対応した取組を重点的に展開する。

#### (1) 県民の認知度を高める取組

##### ア わかりやすいホームページの作成

取組	内容	目標【H27】
岩手県ホームページトップページへのリンクの掲載【継続】	アクセス数が多い岩手県ホームページのトップページにある「注目情報」や「お役立ち情報」などに情報を掲載し、労働委員会ホームページへの誘導を図る。	年2回以上
内容の充実・強化【継続】	相談事例集の内容を充実強化するほか、ホームページの構成の随時見直し。	随時

##### イ 情報発信の拡充

取組	内容	目標【H27】
マスメディアを活用した情報発信【拡充】	・県のテレビ・ラジオ番組・県広報紙（いわてグラフ）を活用しながら、マスメディアによる情報発信を推進する。 ・新聞における労働相談Q & Aの連載	年1～2回 ※H25 終了
出前講座の実施【拡充】	労使団体の総会やセミナーの場に委員（または職員）が出向き、労使問題等をテーマとする出前講座を行う	年4回
記者会見の活用【継続】	必要に応じて、会長による県政記者クラブでの記者会見を行い、広く情報発信をする。	随時

##### ウ 労働相談の充実強化

取組	内容	目標【H27】
労働相談フリーダイヤルの設置【新規】	専用のフリーダイヤルを設置し、気軽に相談できる体制を整える。	※H25 設置
労働相談に対する愛称の設定【新規】	労働相談（フリーダイヤル）に対する愛称を設定し、気軽に相談できる体制を整える。	※H25 実施
合同労働相談会の実施【新規】	労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	年1回
経営者を対象とした労働相談の強化【新規】	経営者が相談しやすい体制を強化するため、紛争解決制度や労働問題に関するセミナーと労働相談会を同時に開催する。（労働局等との合同実施も検討）。	年1回
委員による無料労働相談会【継続】	・委員が、地域に出向いて出前の無料労働相談会を実施する。	年3回 12地区

## (2) 資質の向上・体制の充実を図る取組

### ア 手続見直し、簡素化等

取組	内容	目標【H27】
個別あっせんの進め方の簡素化 【新規】	当事者が利用しやすいように個別あっせんの進め方等を見直し、簡素化を図る。	※H25 に検討、実施
不当労働行為の審査の目標期間の達成 【継続】	審査の迅速化のため、平成 24 年に見直した不当労働行為事件の審査の目標期間（通常事件は 1 年、団交拒否事件は 6 か月）を達成する。	目標達成
現地あっせんの実施 【継続】	申請者が希望する場合、盛岡以外の現地に向いてあっせんを行う。	随時

### イ 委員及び職員の資質向上

取組	内容	目標【H27】
三者研修会（仮称） 【拡充】	下記の研修を実施し、委員及び職員の資質向上を図る。 (1) ブロック総会等議題勉強会【継続】 研修議題に対する委員全員による勉強会 (2) ブロック協議会研修会【新規】 ブロック内で連携して行われる、委員による研修会 (3) 委員による講話等【新規】 公労使委員が講師となり、それぞれの立場による講話や情勢報告を行う。外部講師も可。	年 5～6 回
事例研究会（仮称） 【新規】	事務局職員による調整事件や労働相談の事例を通じた勉強会を定期的を開催する。（委員も参加可） ※年 1 回は中労委から講師を招き講話を実施	年 3 回

## (3) 関係機関との連携を進める取組

取組	内容	目標【H27】
合同の労働相談会の実施 【新規】 <再掲>	労働局等の関連機関との合同での労働相談会を実施する。	年 1 回
知事部局や労働局主催の会議への参加 【継続】	知事部局が主催する会議（就業支援員連絡会議）や労働局が主催する「岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」への参加を通じ、相互の連携を密にし、紛争解決への支援・協力を進める。	随時
岩手労働局との個別あっせんでの連携強化 【継続】	岩手労働局のあっせんで不調に終わった案件について、労働委員会への申請者の誘導を行ってもらう。	随時

## 4 今後の進め方

### (1) 今後の進め方

- ・ 平成 24 年度は、新たな取組を実施するための準備期間とし、平成 25 年度から本格実施することとし、できるものから速やかに取り組むものとする。なお、各取組の実施に当たっては、その具体的な内容を定例総会に諮り、決定するものとする。
- ・ 各取組は、原則として年内に実施することとし、翌年 1 月に活性化委員会を開催し、それぞれの成果を検証するとともに、必要な見直しを行って次年度の実施計画案を策定する。
- ・ 上記の次年度実施計画案をもとに、2 月または 3 月の定例総会において、次年度実施計画を決定する。

### (2) 平成 25 年度実施計画

本県労働委員会活性化のための平成 25 年度の実施計画は次ページのとおり。

平成 25 年度実施計画案

1 県民の認知度を高める取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
1 わかりやすいホームページの作成	岩手県HPトップページへのリンクの掲載	継続	年 2 回
	内容の充実・強化（相談事例集等）	継続	随時
2 情報発信の拡充	マスメディアを活用した情報発信（県政番組・県広報紙の活用） 新聞における労働相談Q & Aの連載	拡充	テレビ又は広報誌に年 1 回掲載 連載終了まで継続実施
	出前講座の実施	拡充	年 2 回 （小規模な企業の集まりに重点を置いて実施）
	記者会見の活用	継続	必要に応じ随時実施
3 労働相談の充実強化	労働相談フリーダイヤル	新規	H25 に設置
	労働相談（フリーダイヤル）に対する愛称の設定	新規	H25 に実施
	関係機関と合同による無料労働相談会	新規	年 1 回
	経営者を対象とした労働相談の強化（セミナー＋労働相談会）	新規	年 1 回
	委員による無料労働相談会	継続	年 3 回、12 地区

2 資質の向上・体制の充実を図る取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
1 手続見直し、簡素化等	個別あっせんの進め方の簡素化	新規	H25 に見直し検討、決定後実施
	不当労働行為の審査の目標期間の達成	継続	目標期間の達成
	現地あっせんの実施	継続	要望があれば実施
2 委員及び職員の資質向上	三者研修会（仮称） （1）ブロック総会等議題勉強会 （2）ブロック協議会研修会 （3）委員による講話	拡充	年 4 回
	事務局研究会（仮称）	新規	年 2 ～ 3 回

3 関係機関と連携する取組

項目	内容	区分	平成 25 年度の取組目標
関係機関と連携する	関係機関と合同による無料労働相談会＜再掲＞	新規	年 1 回
	知事部局や労働局主催の会議への参加	継続	随時
	岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	継続	随時



# **労働委員会活性化計画の取組実績**

## **(平成 25～27 年度)**

**(H27.12.31 現在)**

労働委員会活性化計画の取組実績（平成 25～27 年度）について

(H27. 12. 31)

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			○評価⇒今後の方向
	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績 (見込)		25	26	27	25	26	27	
<b>I 県民の認知度を高める取組</b>											
<b>1 わかりやすいホームページの作成</b>											
県HPトップページへのリンク	○ニュースリリース（県公式HP）(3) ①無料労働相談会(2) ・新着情報(6/5) ・イベントカレンダー(6/5) ②フリーダイヤル(1) ・新着情報(7/10)	○ニュースリリース（県公式HP）(6) 無料労働相談会(6) ・新着情報(6/9、8/26、1/16) ・イベントカレンダー(6/10、8/27、1/26)	○ニュースリリース（県公式HP）(12) ①月例無料労働相談会(2) ・新着情報(10/1) ・イベントカレンダー(10/9) ②無料労働相談会(7) ・新着情報(4/15、5/22、9/11) [2月] ・イベントカレンダー(5/22、9/11) [2月] ③出前講座(2) ・新着情報(4/16、10/14) ④個別労働紛争処理制度周知月間(1) ・新着情報(10/1)	回	2	2	12 ※	3	6	12	○前年度を上回る⇒継続 (広く情報を周知するためのリンクを継続)
内容の充実・強化	○ニュースリリース（労働委員会HP）(3) ①無料労働相談会(2) (6/4、10/4) ②フリーダイヤル(1) (6/4)	○ニュースリリース（労働委員会HP）(5) ①無料労働相談会(3) (5/26、8/26、1/16) ②労働相談実績等(1) (10/15) ③フリーダイヤル(1) (10/19)	○ニュースリリース（労働委員会HP）(12) ①月例無料労働相談会(1)(10/1) ②無料労働相談会(4) (4/1、5/22、9/11) [2月] ③出前講座(2) (4/15、10/14) ④個別労働紛争処理制度周知月間(1)(10/1) ⑤労働相談実績等(2) (4/29、10/2) ⑥フリーダイヤル(2) (5/19、6/10)	回	随	随	8 ※	3	5	12	○前年度を上回る⇒継続 (必要な情報をわかりやすく提供するよう逐次見直しする)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
<b>2 情報発信の拡充</b>											
マスメディアを活用した情報発信	<p>①県広報媒体(24)            労使トラブルの解決(9)            ・テレビ(8/9、9/28)            ・ラジオ(8/23、1/10)            ・新聞(4/21、7/21、1/24)            ・フェイスブック(4/26、5/24)            出前無料労働相談会(10)            ・テレビ(6/17、2/14、2/28)            ・ラジオ(6/14、2/18)            ・新聞(2/22)            ・フェイスブック(10/25)            ・コンビニ(6月、9月、2月)            フリーダイヤル(5)            ・ラジオ(7/2、11/22、12/13)            ・新聞(1/19)            ・フェイスブック(12/20)</p> <p>②プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(1)            ・労働相談の実績(1)(10/15)</p>	<p>①県広報媒体(23)            労使トラブルの解決(7)            ・テレビ(5/10、6/28、1/24)            ・ラジオ(4/29、7/11、3/27)            ・フェイスブック(3/27)            出前無料労働相談会(7)            ・ラジオ(6/20、9/23、1/30、2/13)            ・コンビニ(5月、9月、2月)            フリーダイヤル(9)            ・テレビ(3/23、3/25、3/26、3/28)            ・ラジオ(8/29、12/26、1/20)            ・新聞(7/20、11/23)</p> <p>②プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(2)            ・労働相談の実績(2)(4/23、10/15)</p>	<p>①県広報媒体(26)            労使トラブルの解決(7)            ・テレビ(5/23) [3/12]            ・ラジオ(4/14、8/28、12/11)            ・いわてグラフ(8/1号)            ・データ放送(11月)            月例無料労働相談会(5)            ・ラジオ(11/27) [1/15]            ・いわてグラフ(10/1号)            ・ツイッター(10/9) [1/19]            出前無料労働相談会(7)            ・テレビ(6/20)            ・ラジオ(9/18、10/16)            ・コンビニ(6、9月) [2月]            ・ツイッター(6/12)            フリーダイヤル(4)            ・データ放送(7月)            ・新聞(4/19)            ・ツイッター(12/8)            ・いわてグラフ [3/1号]            出前講座(1)            ・ラジオ(6/12)            個別労働紛争周知月間(2)            ・ラジオ(10/2)            ・ツイッター(10/9)</p> <p>②プレスリリース(記者クラブへの投げ込み)(5)            ・労働相談の実績(2)(4/22、10/2)            ・無料労働相談会(3)(6/17、10/2) [2月]</p>	回	1	2	22※	25	25	31	<p>○目標達成(見込)            ⇒継続            (テレビ、ラジオのほか、SNS等も活用した広報活動を引き続き実施)</p> <p>○目標達成(見込)            ⇒継続            (プレスリリースによる効果的な情報発信を引き続き実施)</p>

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
求人誌を活用した情報発信	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	○無料広告掲載(12) 岩手・青森・秋田求人情報 月刊Be-Job(毎月20日発行)	件	-	-	-	12	12	12	○目標達成 ⇒継続
労働委員会独自の方法による情報発信		○県広報媒体以外の方法による 情報発信(3) チラシ、ポスター、のぼり旗	○県広報媒体以外の方法による 情報発信(1) バス車内広告(県内路線バス2 社全車両、450台)	件	-	-	1	-	3	1	○目標達成 ⇒継続  (来年度取組事業の予 算措置:テレビ広告・ 番組出演、列車中吊り 広告、ポスター・チラ シ、リーフレット、ポ ケットティッシュ)
記者会見の活用	○プレスリリース(記者会見)(1) フリーダイヤルの設置・無料労 働相談会の実施(6/5)	○プレスリリース(記者会見)(0)	○プレスリリース(記者会見)(1) ・県政記者クラブ(9/29) ・「労働委員会制度の周知に関す る新たな取組について」 出席者:会長、労使委員、局長	回	随	随	随	1	-	1	○目標(継続)達成 ⇒社会的に重要又は影響 が大きい事項の発表は 記者会見を実施
出前講座の実施(学校での出前講座、経営者を対象とした労働相談の強化を含む)	○出前講座の実施(3) ①岩手労働局(1)(5/22) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②盛岡工業クラブ定例懇談会(1) (11/11) 講師:会長(対象:経営者) ③一戸町商工会役員等(1) (12/17) 講師:使側委員(対象:経営者)	○出前講座の実施(2) ①岩手労働局(1)(5/27) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②盛岡中央工業団地協同組合(1) (3/19) 講師:使側委員(対象:経営者)	○出前講座の実施(5) ①岩手労働局(1)(5/19) 講師:職員(対象:総合労働相 談員、労働基準相談員等研修) ②連合岩手(1)(9/17) 講師:公側委員(対象:連合岩 手執行役員・相談員等) ③上野法律ビジネス専門学校(1) (10/14) 講師:公労使各1名(対象:専 門学校生) ④東北百貨店協会・UAゼンセン 流通部門百貨店部会労使懇談 会(1)(11/18) 講師:公側委員(対象:労働者、 経営者) ⑤北上金属工業協同組合(1) [1/28] 講師:使側委員(対象:経営者)	回	2	3	4	3	2	5	○前年度を上回る(学校 での出前講座を開始) ⇒継続  (商工団体、小規模な 企業団体、専門学校等 に加え、高校や大学で の実施を検討)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
新聞における労働相談Q&Aの連載	4月実績 1回掲載(1) (H25.4.26掲載をもって終了)	(H25.4.26掲載をもって終了)	(H25.4.26掲載をもって終了)		1	-	-	1	-	-	○未実施(H25で完了) ⇒見直し (労働委員会HPの労働相談Q&Aを更新、充実)
<b>3 労働相談の充実強化</b>											
労働相談専用フリーダイヤルの設置	○北海道・東北の労働委員会で初の設置(1) 平日8:30~17:15 (H25.6.10運用開始)	○運用の継続 平日8:30~17:15	○運用の継続 平日8:30~17:15	回線	1	継	継	1	継	継	○目標(継続)達成 ⇒継続 (職員による相談を継続)
フリーダイヤルに対する愛称の設定	○フリーダイヤル愛称(1) 「労働相談なんでもダイヤル0120-610-797(ろうどうやくな)」 (H25.6.10運用開始)	○フリーダイヤル愛称の活用 の継続 封筒、e-mail、FAX等に表示 (H26.4~)	○フリーダイヤル愛称の活用 の継続 封筒、e-mail、FAX等に表示	件	1	継	継	1	継	継	○目標(継続)達成 ⇒継続 (労働委員会事務局組織スローガンと併せて周知)
関係機関と合同による無料労働相談会の実施	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/6)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/5)	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/4)	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続 (一層の連携に努める)
経営者を対象とした労働相談の強化(出前講座と併せて実施)	○経営者を対象(1) 盛岡工業クラブ定例懇談会(1) (11/11) 講師:会長 <再掲>	○経営者を対象(1) 盛岡中央工業団地協同組合(1) (3/19) 講師:使側委員 <再掲>	○経営者を対象(0)	回	1	1	2	1	1	-	○未実施(実施予定団体の都合による中止、協同組合盛岡卸センター) ⇒継続
委員による月例無料労働相談会の実施			○月例無料労働相談会(6) ・月1回、原則第4金曜日(委員室)10/16・11/27・12/18 [1/22・2/26・3/25] ・相談時間 1人45分以内(先着2名) ・相談員 公労使委員3名1組	回	-	-	-	-	-	6	○新規 ⇒継続 (相談会開催によるPR効果を重視し継続して実施、必要に応じ相談体制の見直しも検討)
委員による出前無料労働相談会の実施	○出前無料労働相談会(12) ① 6/23(日)奥州市、宮古市、一戸町	○出前無料労働相談会(12) ① 6/21(土)釜石市 6/22(日)奥州市、一戸町	○出前無料労働相談会(12) ① 6/21(日)遠野市 6/27(土)宮古市、二戸市	回地区	3 12	3 12	3 12	3 12	3 12	3 12	○目標達成(見込) ⇒継続 (地域の実情の把握に)

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
	6/30(日) 花巻市、一関市 ②10/ 6(日) 盛岡市 10/20(日) 大船渡市、久慈市 10/27(日) 北上市、釜石市 ③ 2/23(日) 盛岡市 3/ 2(日) 宮古市	6/29(日) 久慈市、遠野市 ②10/ 5(日) 盛岡市 10/19(日) 大船渡市、北上市 10/25(土) 一関市 10/26(日) 宮古市 [③2/22(日)盛岡市、3/1(日)釜石市] ・日曜に加えて土曜も実施(2) (釜石市、一関市) ・合同庁舎以外の会場での試行(4) (盛岡市(2)、釜石市、一戸町)	6/28(日) 奥州市、大船渡市 ②10/ 4(日) 盛岡市、久慈市 10/17(土) 釜石市、一関市 10/18(日) 北上市 ③ [2/28(日)盛岡市] [3/6(日)久慈市] ・日曜に加えて土曜も実施(4) (宮古市、二戸市、釜石市、一関市) ・合同庁舎以外の会場での試行(4) (盛岡市、二戸市、釜石市、北上市)								○評価⇒今後の方向 努め、相談件数のない地区を減少)
<b>II 資質の向上・体制の充実を図る取組</b>											
<b>1 手続見直し、簡素化等</b>											
個別あっせんの進め方の簡素化	○平成25年(個)第3号あっせん事件 申請：11/7 事務局調査：11/12(6日目)、 あっせん員指名：11/18 (H25.4.26見直し・試行)	○平成26年(個)第1号あっせん事件 申請：9/26 事務局調査：10/9(14日目) あっせん員指名：10/17 (H25.4.26見直し・試行)	○平成27年(個)第2号あっせん事件 申請：6/24 事務局調査：7/1(8日目) あっせん員指名：7/10 ○平成27年(個)第3号あっせん事件 申請：8/20 事務局調査：8/26(7日目) あっせん員指名：9/1 ○平成27年(個)第4号あっせん事件 申請：9/30 事務局調査：10/8(9日目) あっせん員指名：10/15 ○平成27年(個)第5号あっせん事件 申請：10/1	-	継	継	継	1	1	7	○前年度を上回る⇒継続 (進め方の簡素化を試行から本格実施へ)

区 分	取 組 内 容			単 位	目 標			実 績 (見 込)			○評価⇒今後の方向
	25 年度実績	26 年度実績	27 年度実績 (見込)		25	26	27	25	26	27	
			事務局調査：10/5（5日目） あっせん員指名：10/15 <b>○平成 27 年（個）第 6 号あっせん事件</b> 申請：10/5 事務局調査：10/7（2日目） あっせん員指名：10/13 <b>○平成 27 年（個）第 7 号あっせん事件</b> 申請：10/14 事務局調査：-（-日目） あっせん員指名：10/27 <b>○平成 27 年（個）第 8 号あっせん事件</b> 申請：12/25 事務局調査：[1/5(12日目)] あっせん員指名：[1/13] (H25.4.26見直し・試行)								
不当労働行為の審査の目標期間の達成	H25（H25.1～12）の終結事件無し	<b>○大雪りばぁねっと事件</b> 団交事件の目標期間（半年）を超過（241日）	<b>○両磐酒造事件</b> 通常事件の目標期間（1年）を達成（359日）	-	継	継	継	継	継	継	○目標（継続）達成 ⇒継続
現地あっせんの実施	要望なし	<b>○現地あっせん(2)</b> <b>①久慈市（4/3）</b> 平成 26 年（調）第 1 号労働争議あっせん事件 <b>②一関市（6/17）</b> 平成 26 年（調）第 5 号労働争議あっせん事件 （参考） <b>○夜間あっせん</b> ・一関市（6/17） 平成 26 年（調）第 5 号労働争議あっせん事件	<b>○現地あっせん等(1)</b> <b>①花巻市（8/24）</b> 平成 27 年（個）第 2 号あっせん事件  （参考） <b>○夜間あっせん</b> ・盛岡市（10/21） 平成 27 年（個）第 6 号個別労働関係紛争あっせん事件	回	随	随	随	-	2	1	○要望に応じて実施 ⇒継続 （現地あっせんや必要に応じて夜間あっせんも引き続き実施）

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
<b>2 委員及び職員の資質向上</b>											
三者研修会	○三者研修会(4)	○三者研修会(4)	○三者研修会(18)	回	4	4	5	4	4	18	
(1)ブロック総会等議題勉強会	①ブロック総会勉強会(1)(5/17) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/27)	①ブロック総会勉強会(1)(5/23) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/26)	①ブロック総会勉強会(1)(5/22) ②ブロック研修会勉強会(1)(9/18)	回	2	2	2	2	2	2	○目標達成 ⇒継続 (議題及び業務課題に対応した内容で実施)
(2)ブロック協議会研修会	③ブロック研修会(1)(10/24~25)	③ブロック研修会(1)仙台市(10/23~24)	③ブロック研修会(1)青森市(10/22~23)	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続 (本県開催に向けた準備を進める)
(3)審査・あっせん等終結事案研修会			○審査・あっせん等終結事案研修会(6) ・平成27年(個)第3号事件(10/16) ・平成27年(個)第6号事件(11/27) ・平成27年(個)第4号事件、平成27年(個)第5号事件(12/18) ・平成27年(個)第7号事件[1月] ・平成27年(個)第8号事件[1~3月]	回	-	-	-	-	-	6	○新規 ⇒継続 (担当委員を中心とした運営を継続)
(4)委員による講話(外部講師も可)	○講話(1) 外部講師(盛岡地方裁判所判事)(11/2) 「労働審判の現場における事件解決の技術・ノウハウについて」	○講話(1) 外部講師(岩手労働局企画室長)(11/28) 「最近の岩手労働局における個別労働紛争解決制度の運用状況について」	○講話(4) ①外部講師(岩手労働局雇用均等室室長補佐)(11/27) 「妊娠・出産を理由とする不利益取扱い等に関する相談及び解決事例について」 ②委員による講話(3) 使側講師(8/28) 労側講師(12/18) 公側講師[2/26]	回	1	1	3	1	1	4	○前年度を上回る(委員による講話を開始) ⇒継続



区分	取組内容			単 位	目標			実績（見込）			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績（見込）		25	26	27	25	26	27	
(5)労働相談の概要に係る定例総会での報告			○労働相談の概要に係る定例総会での報告（毎月）(6)	回	-	-	-	-	-	6	○新規⇒継続 （委員と職員の情報共有に向けて実施）
委員派遣研修等	○委員派遣研修等(10) ①公労使委員合同研修会(3) （9/5～6 東京都） ②労使関係セミナー(1) （10/9 仙台市） ③労務行政主催研修(1) （12/9 東京都） ④日本労使関係研究協会主催研修(1)（1/16～18 東京都） ⑤インソース主催研修(1) （11/15 仙台市） ⑥事務局職員中央研修(2) （6/11-13 東京都） ⑦事務局職員専門研修(1) （9/20-28 埼玉県）	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修会(5)（9/4～5 東京都） ②労使関係セミナー(3) （10/8 仙台市、2/25 仙台市） ③労働契約等解説セミナー(3) （10/28 盛岡市） ④事務局職員中央研修(2) （6/9-11 東京都） ⑤事務局職員専門研修(1) （8/25-29 埼玉県朝霞市）	○委員派遣研修等(14) ①公労使委員合同研修会(2) （9/3～4 東京都） ②労使関係セミナー(4) （10/28 仙台市） ③労働契約等解説セミナー(2) [1/13 盛岡市] ④事務局職員中央研修(2) （6/8-10 東京都） ⑤個別労働紛争解決研修（職員） ・基礎研修 （6/25-27 さいたま市）(1) （7/2-4 仙台市）(2) ・応用研修 （8/21-22 東京都）(1)	回	-	1	6 ※	10	14	14	○目標達成⇒継続 （公労使委員個別紛争専門研修等への派遣を追加予定）
事務局研究会	○事務局研究会(2) ①出前講座に係る委員勉強会として実施(1)（7/26） ②労働者派遣法のポイント(1) （1/27）	○事務局研究会(2) ①ブロック研修会議題(1)（9/12） ②全労委総会議題(1)（12/24）	○事務局研究会(7) ①労働法勉強会(7) （4/6～14、7回）	回	2- 3	2- 3	2- 3	2	2	7	○前年度を上回る⇒継続 （新任者等を対象に年度当初に実施）
事務局職員研修	○事務局職員研修(16) ①監査委員会事務局との合同研修（簿記）(7) ②労働委員会事務局主催による人事委員会・監査委員会各事務局との合同研修(4) （コーチング研修）(8/20、9/4) （アサーティブ・コミュニケーション研修） （11/18、11/20） ③局長による講話(2) （8/26、2/24）	○事務局職員研修(11) ①監査委員会事務局との合同研修（簿記）(5)（9/1、9/2、9/9、9/10、9/12） ②労働委員会事務局主催による人事委員会・監査委員会各事務局との合同研修（仕事の意欲向上）(2)（1/9、1/16） ③局長による講話(2) （9/12、1/16） ④課長による講話(2)	○事務局職員研修(4) ①雇用対策・労働室と共催によるワークルール研修(1) [2/4] ②局長による講話(2)（4/28、9/3） ③課長による講話(1)（6/30）	回	-	-	11 ※	16	11	4	○前年度を下回る（監査委員事務局主催研修の講師都合による中止） ⇒継続 （eラーニングによる能力開発研修の実施）

区分	取組内容			単位	目標			実績(見込)			○評価⇒今後の方向
	25年度実績	26年度実績	27年度実績(見込)		25	26	27	25	26	27	
	④課長による講話(3) (6/24、10/28、12/24)	(6/23、10/28)									
<b>Ⅲ 関係機関と連携する取組</b>											
関係機関と合同による無料労働相談会<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/6)<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/5)<再掲>	○関係機関との合同労働相談会(1) 岩手労働局等と合同で実施、アイーナ(10/4)<再掲>	回	1	1	1	1	1	1	○目標達成 ⇒継続
知事部局や労働局主催の会議への参加	○会議への参加(3) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) 無料労働相談会の周知 ②就業支援員担当者情報交換会(1)(6/3) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/20)	○会議への参加(3) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) ②就業支援員担当者情報交換会(1)(4/16) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/25)	○会議への参加(4) ①広域振興局企画総務担当部長等会議(1) ②就業支援員担当者情報交換会(1)(4/15) 労働相談マニュアル、無料労働相談会、フリーダイヤルを周知 ③岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会(1)(6/25) 労働相談・個別労働紛争解決機関・団体を紹介するリーフレットの作成 ④岩手労働局との合同研修(1) 労働相談に関するロールプレイング研修(5/19)	回	随	随	2 ※	3	3	4	○前年を上回る(労働局との合同研修の実施) ⇒継続 (必要に応じ随時参加)
岩手労働局と個別あっせんでの連携強化	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介1件(平成25年(個)第3号あっせん事件)	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介	○岩手労働局との連携強化 岩手労働局の紛争調整委員会のあっせんが打切りになった場合、岩手労働局は労働委員会のあっせん制度について紹介6件(平成27年(個)第2号・第3号・第4号、第5号、第7号・第8号あっせん事件)	回	継	継	継	継	継	継	○目標(継続)達成 (随時対応を確認) ⇒継続

(注) 1 27年度実績(見込)欄は、27年12月末実績を( )書き、28年1月以降見込を[ ]で記載している。

2 ※は、取組目標について実態に基づき明確化、数値化したもの。

# 職場のトラブルで 悩んでいませんか。

ひとりで悩まず、  
まずはご相談ください。

賃下げ  
突然の解雇  
配置転換  
雇止め  
パワハラ

**解決**

経験豊富な労働委員会の委員が、  
きめ細やかな支援により、  
労使のトラブルの解決をサポートします。  
労働委員会は、中立公正な岩手県の行政機関です。

無料  
秘密厳守

簡易迅速  
中立公正

## 岩手県労働委員会

盛岡市内丸10-1 岩手県庁11階 Tel.019-629-6276

労働相談なんでもダイヤル ろうどうでなくな

**0120-610-797**  
(平日8:30~17:15)

携帯・PHS OK

デザイン著作権保有：(有)ジロー印刷企画

---

---

岩 手 県 労 働 委 員 会 年 報  
(平成27年版)


[労働委員会制度創設70周年記念特別号]

平成28年3月発行

編集・発行 岩手県労働委員会事務局  
(〒020-8570) 盛岡市内丸10番1号

TEL 019 (629) 6271・6275 (総務担当)

019 (629) 6276・6277 (審査・調整担当)

フリーダイヤル  0120-610-797 (ろうどうでくな)

FAX 019 (629) 6274

ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/iinkai/roudou/index.html>

---

---